

---

令和5年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和5年12月11日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	樋口 則之君	市長公室長 .....	中野昭一郎君
総務課長 .....	吉松 浩君	監査委員事務局長 .....	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	財政係長	大中健太郎君

---

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。13番、野鶴修議員の発言を許可します。13番、野鶴修議員。

○議員（13番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり御質問をしたいと思います。今回は一番くじを引きましたので、非常に緊張しております。後の議員の皆さんのためにも有意義な一般質問にしたいと思っておりますので、市長の回答も簡潔に分かりやすくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、農業問題であります。中でも中山間地域における農業を守る対策について市長の考えを伺いたく質問をさせていただきます。

（1）人口減少が進む中、中山間地域における農業の継続問題は、ますます深刻化しています。早急に手を打たないと間に合いませんが、中山間地域の農業を守るための政策をどう考えているのかという点です。

(2) 中でも、新川田籠地区におきましては、伝統的建造物群保存地区に指定されていますが、この保存地区に指定された理由として、棚田とかやぶき民家が一体となった農村の原風景、これが指定された要因だというふうに思っております。先ほどの質問と重なりますが、中山間地域の農業を守るためには、今や農村をどう守るのか、いつも市長のほうが言われていることでもあります。では、この農村や集落を今後どのようにして守り、保存していくのか、具体的な対策をお願いいたします。

この問題につきましては、今年の11月14日に開催されました主要地方道浮羽草野久留米線整備事業促進期成会、その中で田籠の自治協議会の会長から話がありましたように、うきは市の中で、癒やしの空間ゾーン、奥うきはとして姫治地区全体のことを考えているけれど、正直、田籠地区においては、集落としての成り立ちも難しくなっている。あと5年ぐらいは自分たちも頑張るけど、それ以降はもう無理だという話が出されました。市長も聞いたと思います。私も聞きながら、なるほど、そのとおりだというふうに思いました。もう中山間地域の農業を守るというところか、現状は、農村、集落を存続するのでさえ非常にやっぱり難しい状況になってきているというのが現状です。国や県の動向ではなく、率直な市長の対応策について所見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、中山間地域の農業を守る政策について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、中山間地域の農業を守るための政策についての御質問であります。中山間地域であります姫治地域の人口は、令和5年10月末時点で1,153人となっており、平成30年3月末と比べると283人減少しております。また、中山間地域の農業についても、個人農家による営農に加え、営農組織や棚田を守る会、棚田オーナー等により守られておりますが、これらを担う方々も高齢化をしてきております。

一方で、中山間地域の多くの農地は、作物を栽培する農地的な機能にとどまらず、景観や水源涵養的機能、さらには大雨のときの治水的な機能等も有しております。中山間地域の農地は守るべき農地だと考えておりますが、人口減少や高齢化に伴い、全ての耕作地をカバーできる担い手の確保ができていない状況であります。

市としましては、中山間地域の農地に対して、国の事業である中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用、市の事業として、進入路や畦畔等の小規模な基盤整備事業、山村振興補助金等を活用し、農地等の保全に努めているところであります。さらに今後は地域や関係機関との協議を踏まえ、制度等の問題はありますが、棚田や基盤整備された農地等の重点的に守るべき農地と林地化等をしていく農地の整理も必要であると、このように考えております。

2点目の、新川田籠伝統的建造物群保存地区の農村や集落を今後どのように守り、保存していくのかという御質問であります。新川・田籠地区は、平成24年7月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、これまで41件の伝統的建造物群の修理・修景事業を実施しております。また、生涯学習課、建設課、うきはブランド推進課が共同で伝統建造物群の修理や空き家相談等についての「町並み無料相談会」を年に1回実施をしており、地域住民へ各種支援事業等の普及・啓発を図り、伝統的建造物の修理・整備を図るため、鋭意、事業推進をしているところでございます。さらに、昨年は重要伝統的建造物群保存地区選定10周年を迎えたことから、全国茅葺きフォーラムをうきは市で開催し、「棚田と茅葺き民家と地域づくり」というテーマで全国の事例を学び、パネルディスカッション等を通し、地域住民との意見交換も実施してきたところであります。

新川・田籠地区の最大の特徴は、かやぶき民家と棚田がつくり出す山村風景であります。地区内には、かやぶき、トタンぶきを合わせますと約100軒のかやぶき民家が残っております。日本の原風景とも言えるこの集落の風景や棚田の景観は全国的にも貴重なものであり、今後も、維持・保存していく必要があります。

一方で、新川・田籠地区の現状としましては、少子高齢化、人口減少、空き家問題など様々な課題が山積をしております。重要伝統的建造物群保存地区選定から10年が経過し、改めて地域の課題を共有し、解決策を検討するため、今年度から自治協議会と協働で地域住民を対象とした「新川・田籠地区を考える座談会」を実施しております。座談会では、町並み保全や空き家をテーマとして、10年後、20年後の新川・田籠地区がどうありたいか、地域としてどのようなことができるかを地域住民で話し合い、議論をしております。これまで計4回、延べ80名の地域の方々が参加をしておられます。

このように、地域住民の総意と発意を尊重し、地域と行政、互いの協力により、新川・田籠地区の自然と風土並びに生活文化がつくり上げた歴史的風致を市民共有の財産として保存し、活用することが重要であると考えます。今後も自治協議会を中心とした地域と行政が連携し、地域住民の生活環境の質の向上と歴史的環境の保全を図るため、様々な取組を実施していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、市長のほうから回答をいただきました。

今の回答の中で私の思いと重複する部分がありますが、とにかく先ほど冒頭に言いましたように、やっぱり今から残された期間、5年間というのが一定の区切りではないかなというふうに考えております。その5年間の中でやれること、やるべきことというのを私なりに考えておりますので、提案をしたいというふうに思っております。

まず1点目ですけど、先ほど市長の回答にもありましたように、守るべき農地、それと、やっぱり山林等に帰属していく農地、これをきちんと整理をしてもらいたいというふうに考えております。確かに今現状で農業委員会のほうで荒廃農地の調査、そういったものが毎年行われておりますし、その中で、山林に返す農地、そういった部分についての調査も行われていると思っております。しかしながら、それは農業委員や推進委員、そういった方たちに任せきりの状態ではないかなというふうに私は思うわけであります。結局、やっぱり市そのものが、特に市の担当者そのものが、その実態を把握しきってない。要するに、出されてきた調査票をただ図面に落としていただけになっているのではないかなというふうに思うわけであります。やっぱり市の中で、そういった調査担当者、そういったなりをきちんと配置しながら、現地を実際、確認をし、そして、その土地所有者と今後どうするか、そういった一つ一つの話合いを進めながら将来の道筋を決めていくような活動、こういったのが、今、必要ではないかなというふうに思っております。それであれば、ますます調査しただけに終わって、そういった荒廃農地なり、もう手がつけられない、そういった農地が放置されていくような状況になるのではないかなというふうに思うわけです。

それと、2点目です。

先ほど言いました守るべき農地、これがはっきりしたならば、今度どうやって守っていくかということになるかと思えます。今、先ほど市長の回答の中で、例えば新川・田籠地区を考える座談会、こういったものをやっているということでもありますけど、やっぱり農村を守るためには、そういった農地を守るべき集落、そういったものの形成が必要ではないかなというふうに思うわけであります。

山間地の集落、もしくは大集落でもいいですから、そこにやっぱり農地を守るべき営農組合、小規模でもいいですから、そういった営農組合を組織しないともう個人の力ではやっぱり守れない。やっぱりそこに集落の力を借りて農地を守っていくと。そういった営農組合を組織したところには、やっぱり市のほうから一定の補助金なりも出して集落周辺の農地を守ることが大事ではないかなというふうに思っております。また、その営農組合の特典というような形で、山村振興基金等を利用した農機具の購入であるとか、JAとか市が協力して農機具の無償貸出し、そういった体制をつくると。そういったことで営農組合を支えていくと。やっぱり農村を守るためには、ぜひともこの集落営農組合の設置、これを推進することが非常に重要ではないかなというふうに考えております。

3点目です。

3点目は、その営農組合が設立されても、やはり働く人がいないことには農作業をする人がいなくなると。集落によってはもう本当に高齢化が進んで、そこで働くような人がいないというふ

うなことも出てくるのではないかなというふうに思っております。そこで、市とJAにじとが協力をして――仮称ではありますが、例えば農作業従事者人材派遣センター、そういうような組織を立ち上げたらどうかというふうに思っております。どうしても人手不足で困っている営農組合とか農家、そういったところに対して支援する体制をつくったらいかがかなというふうに考えております。もちろん人材派遣に関しては、無償ということではなくて、当然、お願いすれば有償と、有料でいいかなというふうには思います。ただ、こういった組織を設立していくことによって、これは中山間地の農家ならず、果樹生産者等にとっても非常に助かることではないかなというふうに考えております。

また、人材派遣センターにしても、1年間通じて人を雇用するというのは、やっぱり様々な農作業を体験してもらい、研修してもらい必要があるかなというふうに思っております。果樹にしても、柿、梨、桃、ブドウ等によっては、いろんな剪定作業とか摘果作業とか、いろんな作業があるわけですが、時期が少しずつやっぱり違ってきます。そういった意味にして、やっぱり1年間通じて雇用できるような、そういった体制をつくると。さらには、農作業にしても、機械のオペレーターとしての研修とか、そういったものをやりながら進めていったらどうかというふうに思っております。これらを充実すれば相当の効果が期待できるのではないかなというふうに思います。

幸いにも、うきは市のお隣であります朝倉市には朝倉光陽高校があります。ここには食農科学科というのがあって、その中に生産科学類型や食品科学類型というふうな形で、非常にやっぱり農作業に関する勉強を進めておるところであります。だから、やっぱりこういった高校をもっと積極的に朝倉光陽高校の先生方とやっぱり協議しながら卒業生を確保していくと。そうすることによって、うきは市のそういった人材派遣センターに入れるような若い人材が確保できるのではないかなというふうにも思っております。

さらには外国人の人材確保もあるかと思えます。このことを、外国人等については、やっぱり農作業に従事するような外国人がおれば、家賃を補助するとか、そういった形で、例えば空き家等についてはもう無償で提供するというくらいな大胆なことをやっていかないと、もう本当にこの中山間地域の農業とか、それ以外にも、うきは市の基幹産業である果樹の農業、こういったものは守ることができないのではないかなということを痛切に感じておるわけです。もうこれは再三、私は一般質問でそれぞれいろんなことを言ってきましたけど、この3点をやっぱりセットにして同時に進めていかないと、あと5年間という限られた期間の中でやっぱり一定程度の成果を上げていくためには早急に取組を進めていただきたいと思っておりますけど、再度、市長の回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、具体の3点の提案をいただきました。

これにつきまして、農林振興課長のほうに答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 農林振興、高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

議員より、大きく3点御意見いただきました。

まず、農地の整理、その後、組織の立ち上げ、その組織に必要とする人材センター等の立ち上げ、3ついただきました。

まず1点目につきましては、市長が答弁したような形で、今後やっぱり農林振興課としても、今後重要な守るべき農地、もしくは、もう効率悪く、もう山づきの農地で山林化していくような農地、そういったところの仕分け、整理は必要だと考えておりますので、いろいろ制度上の問題であったり、地域の御意見等ございますので、そういったところは調整しながら決めていきたいと思っております。

組織の立ち上げにつきましても、こちらも個人の農家ではやっぱりもう守っていく農地がちょっと限界に来ているというところは重々感じております。以前より議員から御意見いただく中で、そういった支援の事業等も立ち上げているところではございますけれども、ちょっと組織の立ち上げまで至ってないところが現状でございます。

今、中山間地域には集落によって組織を立ち上げているような、実際に立ち上げてやっているホタルの里営農組合とか、そういったところの組合もありますので、まずは、1つはもう、そういったところとの調整とか関係機関と調整しながら、そういった組織立ち上げられるかどうかというところは十分検討していきたいと思っております。

3点目、人材センターの立ち上げ。もう実際に組織が立ち上げれば、今もう組織についても、担い手と同じくオペレーター等、そういったところの人材が足りていないのは現状でございます。もうこちらについても、担い手と同じく新たなそういった人材の確保については、JAにじとか、そういった関係機関と併せて今後十分に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、力強い回答をいただいたというふうには思っております。

ただ、私が一番言いたかったのは、市長にまず回答が欲しかったところでありまして。なぜかといいますと、今、農林振興課、一生懸命頑張っておりますけど、今の状態では、今言ったように、農家や農村の中に入り込んでいって、そして、どういった状況であるか、それを把握するというふうなことをやろうとしても人手が足りないというのが一番あるかと思っております。だから、やっぱりもう少し市長が本気で、この中山間地域の農地、こういったものを守っていかなければならな

いというふうにお思いであれば、もう少しその辺のところに手厚い人員配置なり、そういったことを考えてもらいたいというのが一番の要望であります。

今回、3点ちょっと用意しておりますので、1つにあんまり時間取られませんが、この農業問題につきましては、この場で結論が出るような問題ではないというふうに私自身も思っております。もちろん市だけが一生懸命になってもできるものではないというふうにも思っております。やはり市とJAにじ、さらには、先ほど言いましたように、直接、農家、農業に携わっている農業従事者、農村を守っているような代表者、そういった方々が一堂に集まって、本当に何をすればいいのか、また、そういった人たちにとって何をしてもらいたいのか、これをやっぱり直接——先ほど言いました座談会等もできているということでもありますので、やっぱりこういったものをもっともっと活用して展開を考えていかなければならないと。だから、やっぱりこういった重要な課題を協議する、そういった機会を今後やっぱり数多くつくっていただいて、そして早急に取り組まないと、この5年間という、ある程度限られた、本当にそれ以上になるともう、今一生懸命頑張ってくれている人たちも70歳過ぎて80歳近くにもうなっていくます。そうなってから、さあ慌ててどうしようと言っても間に合わないと思いますので、そういった人たちがまだ頑張ってくれている、この5年間の間に何とか道筋をぜひとも見出していただきたいというふうに思いますので、そういうことを要望して、1点目については終わりたいと思います。

それでは、2点目です。次の質問のほうに入ります。

今回、私は大きく3点の質問を通告しているわけでありまして、これは全く関係ないという項目ではなくて、全てが関連していることでもありますので、そのことを念頭に置いて聞いていただければというふうに思っております。

2点目は、市役所職員の定数と職員の人材育成についてであります。

うきは市の職員は、市長も知っておるとおり、条例に記された定数、259名が条例に記された定数でありますけど、実質、現在は232名、マイナス27名の状態であります。合併当初の職員数というのは、279名いました。今と比較しますとマイナス47名、そういった状況であります。人口減少が進んでいると、いつも市長がこのことを言いますと、人口減少が進んでいる中において、やっぱり職員の数は減らさなければというふうなことが言われておりますけど、一定程度職員の数が減るのは、これは私のほうとしても仕方のないことかなというふうには思っております。しかしながら、人口が減少したら職員の数も減らしていいという考え方はいかなものかなというふうに思っております。現状、うきは市の課題は山積しています。今の状態で市長はいいと思っておるのか。

2つ目です。

職員育成には、職場環境や人間関係が大きく関わってくると思います。そうした中で、高木市



長になって国との人事交流が盛んに行われてきましたが、国との人事交流が本当に職員育成につながっていると思っているのか、市長の所見をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市役所職員の定数と職員の人材育成について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、うきは市職員の定数の状況についての御質問であります。総務省が令和4年度に実施をしました「地方公共団体定員管理調査結果」におきまして、全国の地方公共団体の職員数については、新型コロナウイルス感染症対策のための体制強化や子育て支援への対応などにより、対前年比0.1%の上昇となっております。全国の地方公共団体の総職員数は、大きな流れとしては、平成6年をピークに平成28年度まで一貫して減少し、その後は横ばいから微増傾向になっているところでございます。

うきは市職員の令和5年4月時点での配置人員は、正規職員が234名となっております。なお、「うきは市職員定数条例」において正規職員の定数は259名と定められております。職員定数に関しましては、自治体としてのサービスの質と効率、財政の健全性を常に考慮して決定しております。市民の皆様に提供するサービスの水準を維持しつつ行政コストの適正化を目指すため、各部門の業務を定期的に評価し、必要な職員の数を検討しております。

また、うきは市においては、デジタル化や業務プロセスの見直しを進めることによって業務の効率化を図っているところでございますが、一方で、高齢化社会の到来や市民ニーズの多様化等の新しい課題に対応するために、専門的知識を持った職員の確保や新たな業務への対応も必要となっております。こういった行政を取り巻く環境の変化を踏まえまして、職員定数については随時検討を行っており、最適な人員配置を目指しており、今後につきましても、こうした考え方の下、職員の定数管理に努めてまいります。

2点目の、人事交流による人材育成の効果についての御質問であります。内閣官房が公表しております、「国と地方公共団体との間の人事交流の実施状況」において、令和4年10月1日現在における地方公共団体から国への受入れ者数は3,172人となっており、平成30年度と比較しますと約300名の増加となっております。

また、うきは市における人事交流の状況についてであります。令和5年4月時点における人事交流職員は4名となっております。なお、過去5年間における、うきは市から国・県等との人事交流の対象となった職員は11名となります。

国・県との人事交流は、地方行政にとって非常に重要なものだと考えております。その効果としては、当市の職員が国レベルでの業務経験をすることによって政策立案やプロジェクト管理のスキルを向上させることができます。また、国・県の最新の施策や制度に対する直接的な理解を

深めることが可能になり、それらを市の政策に生かすことができます。

一方で、国・県の職員が地方の現場に来ることによって、実際に地方で直面している課題や需要を直接見聞することができます。これにより、国・県における政策の形成に地方の声が反映されやすくなるという利点があります。さらに、市と国とのネットワークを強化し、情報交流の促進を図ることで連携して問題解決を図るチャンスが増えます。これは特に災害時の協力体制構築や緊急時の対応力を高めるに当たって大きなメリットになります。市としましては、国・県との人事交流を通じ、より効率的かつ効果的な行政運営を推進し、市民にとって最適なサービスを提供するよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ただいま、回答をいただきましたけど、実態として、その回答のとおりであれば、私は今回の問題は取り上げてないところであります。

なぜ今回、私がこの問題を取り上げたのかということをもっと理解していただきたいと思いますが、この質問については、上の農業の問題についても、後の機構改革の問題についても関連してくるものであります。

先ほどの農業問題について言わせてもらうならば、先ほど言いましたように、現在の農林振興課の職員の仕事、これはいろいろ、総務産業常任委員会でもいろいろ今、農業問題の調査をしているかと思いますが、ほとんどやはり県や国に対しての補助金申請作業、こういった事務に非常に追われて、自分たちが足を運んで中山間地域の農家や農村に入っていくと、実態を把握して対策を講じる、そういった余裕が今、全くないということです。先ほど市長は言われました。その業務量を的確に把握しと言うけど、本当にその業務量というのが的確に把握できているのかということが非常に私としては疑問視しているところであります。課題は山積しているのに、目の前の事務作業に追われて、やりたくてもやれない状態。職員と直接話す機会もありますけど、言っていることはもう重々分かるけど、人手が足りませんと、これが本音なんです。だから、何も定数を超えて職員を雇えと言っているわけではありません。先ほど言いましたように、現状でマイナス27名、定数よりかは少ないわけです。せめてあと五、六名でも職員の数を増やせば、いろいろ不足している係や課に配置ができるのではないかなというふうに思うわけです。

市長はよく言われます。少しでも市の財政負担を減らすために補助金をしっかりと取ってくるように指導していると。これはいつも市長が言われていることであります。逆を言わせてもらうならば、補助金取りに追われて一番肝心な仕事に手をつけられない、そういった状況も生まれているのではないのでしょうか。確かに市のためには補助金を取ってくること、これは市の財政を、やっぱり負担をかけないようにするためには重要な仕事であるかと思っております。しかしながら、先ほどから言いますように、本来もっとやるべき仕事、そちらのほうに手をつけられないという実

態があるということをもう少し市長のほうとしても理解をしてもらいたいというふうに私は考えております。そのためには、やはり今の現状では人員が足りてないのではないかなというところでもあります。

今、議会のほうでは、議会改革特別委員会のほうで議員定数や報酬に関するアンケート調査、こういったことも実施しています。その中でやはり議論になるのは、人口が減っているから議員の定数も減らせばいいと、そういう安易な議論は間違いであるということがいろんな大学の先生方からも指摘をされています。やはり議会そのものが活動していくには、その市の課題や議会活動の在り方、議員の資質向上、そうしたことが重要であって、人口減少だけが議論の基になってはいけないというふうに言われております。そういったことを踏まえて、今後、議会のほうも定数の問題、こういったことを議論していこうかというふうに思っておるわけですけど、まさしく市の行政も同じではないでしょうか。市の行政がうまく機能して市民のニーズに対応していれば、誰も職員数が多いなどとは言わないというふうに思います。むしろ職員の数が減らされたことによって、市民の望むような行政サービスが行われず、サービスがやっぱり十分でないということになったら、そこが逆に不満として出てくるというふうに私は思うわけであります。

市長が、合併した当初、うきは市が平成17年に合併いたしましたけど、その当時に比べて今現状、仕事が減っているかなと、どういうふうに思いますか。私は、合併した当時、職員でおったわけですけど、仕事の量はむしろ今のほうが増えているのではないかなと。人口は6,000人強減りましたが、仕事の量は全く減ってないのではないかなと。その当時から比べると、先ほど冒頭に言いましたように、四十何名も職員の数は減ってきているわけです。だから、そういったことを思ったときに今の現状のままでいいのかなと。ましてや今、少子高齢化の進行やコロナ禍によって市民の生活様式はますます変わってきております。市民のニーズもますます多様化してきております。そういった中で本当に不足していると思うんですけど、もう一度、市長、その辺について、どう思いますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、定数についてですが、もう議員が一番御承知だと思いますが、一般職では、定数は、職員は減ってません。むしろ増えてます。基本的に条例定数と実数の乖離は、やはり保育所の職員の数がそのまま減ってきている。いつも議会でも答弁させていただいてますように、今、民営化に取り組んでおりますので、そういう数字の差であります。

一般職員については、特にもう議員が一番御存じのはずなんですが、平成27年に、育児休業の職員を今まで代替職員として臨時職員を充ててたんですが、それを平成27年から正規職員で充てることになりました。その分、育児休業の職員の数はもう紛れもなく定数が増え——定数というか定員が増えている状況であります。

今、議員御指摘のように、確かに以前と比較しますと本当に行政事務というのは、業務というのは複雑多様化をしてきて非常に厳しい環境にあるというのは十二分に承知をしているところがあります。そういうことを踏まえまして、適正な職員の配置について、しっかり対応してしますので、このことについては総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今の市長の答弁にもございましたようにではございますが、具体的には例えば毎年の組織体制ヒアリング、それから人員のヒアリング等を含めましたところで常に私ども総務課としましては、各職場の人員管理につきましては適正に行うことを努めておるところでございます。

今後も、そういった今の話もございました、高齢者社会の到来、それから市民ニーズの多様化、そういったところに対応すべく、もちろん農業関係につきましても、非常に重要な産業でございますので、今、そういったところも重視しながら、なおかつ財政面も含めたところで私ども組織全体の中でのやはり調整作業もございますので、そういったところを調整しながら適切に管理を努めるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ただいまの回答で一定程度理解はできます。しかしながら、やっぱり実態として見たときに、まだまだやっぱり職員数が不足している。今言いますように、会計年度任用職員、こちらのほうも結局は職員数以上に230名程度の会計年度任用職員がいるかと思えます。やっぱりそういった中でいろいろカバーしているところかとは思いますが、本当に職員としてやっぱり配置しなければならない箇所、係、そういったところについては、ぜひとも再度検討をしてもらいたいと。

そのためには何が一番大事かと言うたら、やっぱり課、係の業務量、これが今、非常に複雑多様化している中において、やっぱりどういった量があるのか、そういったことを十分にやっぱり把握をして対応していただきたいというふうに思っております。

時間が結構経過しておりますので、2点目のほうの関係に行きたいというふうに思います。

国との人事交流の件であります。高木市長になって、国との人事交流、これを積極的に行う。これは、私は全然反対しているわけではありません。今、先ほど回答がありましたように、令和5年度におきましても、4名の方が国のほうからうきは市のほうに派遣されてきておりまして、非常に活躍されているというふうに思っております。

ただ、一番問題なのは、先ほどの回答で、国に行って、そういったスキルを学んでくるというふうなことを言われておりましたが、国に派遣された市の職員、これが今現在どうなっている

のかと。11名ほどいるというふうな話でありました。ただ、本来であれば、国に派遣されて勉強してきたことをその関係する部署において、その経験を発揮すべき、これが一番の人事交流の目的ではないかなというふうに思いますけど、うきは市のほうから国に派遣された職員というのは、帰ってきたら全く関係のない部署に派遣されると、配置されると。そういったことも多々起きているわけであります。

派遣された当事者が一番に、自分は何のために2年間、3年間、国のほうに行って、帰ってきたら全く関係のない部署に配属されると、やっぱり疑問に思うのではないのでしょうか。だから、そういったことが続けば、これ、交流自体が本当に実のなる、実のあるものになっているのかなというふうに思うわけであります。

それ以外にも、逆に、今、国のほうから派遣されてこられました職員については、うきは市の非常に重要なポストに就いていただいております。そのことは非常にうきは市にとってはありがたいわけでありますけど、そういった方が、そのままうきは市で働いてくれるかという、そうではないと思います。基本的には2年、長くても3年、そういった方々については、また国のほうに戻っていくわけであります。その後、そのポストに任された職員というのは、本当、一からまたそこをスタートするようなわけになるわけであります。だから、確かに高木市長がいる間においては、国との人事交流、そういったおかげで、いろんな補助金申請の認定を受けたり、事業がスムーズに遂行されたり、そういうふうなことがあるかもしれませんが、やっぱりそういった高木市長が辞めた後に、そういった国との交流が途切れた場合、残された職員が今後どういうふうになっていくのかと。だから、私個人としては、目先のことを追いかけるより、うきは市の身の丈に合った行政、こういったのを進めるために、そういった意味での人材育成というのが必要ではないかなというふうに思うわけであります。

さらに言わせてもらうなら、国との人事交流が悪いと言っているわけではありませんけど、もっと身近な、今先ほど言いました、県との人事交流であるとか、いろんな関係機関、団体との人事交流、こういったことも積極的に行うべき——積極的にというか、そういったことのほうがもっと重要ではないかなというふうに思っております。

今後ともどういうふうな形ですか、再度、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいておりますように、国との人事交流——一般的な人事交流にも言えることですが、その担っている業務の習得だけではなくて、国の機関の仕事の進め方とか、あるいは人脈というか人のつながりとか、いろいろ複合的に大きなメリットがあるものだと、このように思っております。

確かに国から、また一定年度、国の機関で仕事をして、またうきは市に戻ってきて、本来なら

ば直接国の機関とつながりのある部署で仕事をするというのが一番理想かもしれませんが、なかなか人事管理上、ストレートにそれができないことがあるかもしれませんが、しかし、その後の人事配置とか、あるいは仕事を進める上で貴重な経験が生かされる場というのは大変大きいものがあるんじゃないかなと、このように思っております。

今、人事交流だけではなくて、内部におけるOJTもそうですし、OFF-JTもそうですが、人事、人材育成、様々な形で、今、取組をさせていただいております。いろんな研修に積極的に参加するような、そういう対応もさせていただいておりますが、それと並行しながら、そういう他機関との交流の中でやっぱり人としての幅を大きくするような、そういう人材育成についても今後努めていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今、回答をいただきました。

そういった方向で、今後ともぜひ有意義な人材育成になるような交流の在り方ということについて検討をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問のほうに入らせていただきます。各課、係の業務の見直しと機構改革についてであります。

(1) 市長はスクラップ・アンド・ビルドとよく言われております。が、先ほどから私が質問しましたように、各課、係の業務内容や仕事量について、具体的に市長として検討したことがあるのかということが1点目です。

(2) といたしまして、現状において、うきは市の課題は山積しています。そのためか、各課、係の業務については、今、見ますと、非常に兼務という形で1つの係で幾つも仕事を抱えているというような形が多くて、職員は、正直、対応しきれていないという部分が多々あるかと思っております。今後のことを考えて、必要になってくる係はきちんと設置するなどして組織の再編というのを一度検討したほうが良いと思うのですが、これに対する市長の所見を伺いたいと思えます。

併せまして、組織の再編を検討する場合に、課や係の名称にしても、もっと市民が分かりやすい名前とかに変更すべきかと思っておりますが、その辺についても市長はどう考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、各課、係の業務の見直しと機構改革について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、各課、係の業務におけるスクラップ・アンド・ビルドの検討についての御質問であります。業務のスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しは、限られた人員での効

率的な行政運営と市民サービスの質の向上を図るための重要な課題だと考えております。うきは市役所における業務のスクラップにつきましては、各所管においてそれぞれに現行の業務内容や、そのプロセス、システムの定期的な評価や見直しを適切に判断し、行っているものと考えております。一方で、市民サービスに大きな影響が出る可能性がある業務につきましては、慎重に取り扱うべきであるとも考えております。

組織全体では、国が指導しております情報システムの全国共通化に代表されるように、窓口対応や業務フローにおいて、デジタル技術を取り入れ、業務を効率化することで、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービスなど、職員でなければできない業務に集中できるよう取り組んでいるところでございます。今後とも市役所全体の業務におけるスクラップ・アンド・ビルドを進めていくことで、よりよい行政運営に努めてまいりたいと思っております。

2点目の、組織再編や係名の変更についての御質問であります。今日の急速な社会経済情勢の変化に伴い、市役所が担うべく業務が複雑高度化、多様化する中で、組織の再編については常に議論、検証すべきことであると認識をしております。市民の皆様に分かりやすく適切なサービスを効率的に提供するため、必要に応じて組織構造を見直し、最適化していく必要があります。

うきは市におきましては、専門的かつ効率的に事業展開ができる体制を目指し、平成27年3月に大幅な機構改革を行いました。また、その後においても、林務行政を推進する観点から林政係の新設や、都市計画の推進の観点から都市計画準備課の新設など、山積する行政課題に対応してきているところであります。今後とも市政全般の課題について総合的な見地から検証を行いながら、必要に応じ、係の名称変更も含めた組織の見直しについて継続的に検討していきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） ただいまの回答、私も同感であります。それを実践していただければ、今回このような質問をしなくてよかったのかなというふうに、今、思っておるところであります。

まず、先ほどの質問の中で、市の各課、係の業務量、その内容について、市長は具体的に検討したことがあるのかということに対しては、ちょっと回答があっておりませんので、また回答していただきたいと思っております。

なぜ私が今回このようなことを言うかといいますと、スクラップ・アンド・ビルドというふうな言葉を使いながら、現状はスクラップされている業務は果たして何があるのかなと。全てがビルド、ビルドと、新しい仕事がどんどん入ってきて、職員はますますその仕事の量が増えてきている、それが実態ではないかなというふうに感じておるわけです。そういったことを漠然と言いましてもなかなか分かりづらいかと思いますので、今、私が思う幾つか例を挙げたいというふう

に思います。

まず1つ目は、市民生活課であります。

市民生活課には、国保年金係、住民係、生活環境係の3つがありますが、その中で生活環境係は、条例を見ますと、「環境衛生に関すること」としか明記されておりません。しかしながら、生活環境係の実態としては、ごみ処理問題、狂犬病問題、火葬場関係、こういった複雑な業務があるわけです。特に、中でもごみ処理の問題については、今後、うきは市の将来において重要な課題であるかと思っております。それに加えて今年度から脱炭素——今年度というか昨年度からになりますけど、脱炭素関係、この業務まで、この市民生活課の中に加わっているわけです。

この脱炭素関係については、先日の全員協議会で副市長がいろいろ頑張ってくださいまして、脱炭素先行地域という国の認定を受けたというふうに聞いております。そうなった場合、この脱炭素は誰が進めていくんでしょうか。来年度から、この事業が具体的に進むわけですけど、今の市民生活課の状況の中でこの脱炭素について、これはもう将来においても非常に大きな問題になってくるかと思えます。これを誰がするのかと。係もないような状態で、今の現状から見れば、大変申し訳ないんですけど、副市長と課長補佐であります宮崎課長補佐、この2人がこれを進めているような形ですけど、その中に係員もいないと。こういった中で、これだけの大きな問題を進められるのかということが1点目です。

次に、都市計画準備課にしても同様です。ここについても1係しかありません。市長が本気で都市計画マスタープランを作成するというので、この都市計画準備室というのを最初つくりましたが、もうそれができてから5年ぐらい経過しているわけでありまして。やっと今年初めて「うきは市管理構想」というのが出来てきましたけど、やっぱりこの都市計画マスタープラン、これをつくっていくためには、やっぱりそこを専門的に携わる係。なぜかといいますと、この今、都市計画準備室の1つの係の中には、企業誘致であるとか遊休施設等の活用、この問題も抱えておるわけです。ここ3年間ほとんど遊休施設の活用と企業誘致、こちらの仕事を中心であって、都市計画のマスタープラン作成については何ら手がつけられなかったのではないかなというふうに感じているわけです。やっぱりここも本気で市長が企業誘致なり、遊休施設の対応、さらには、都市計画マスタープランはマスタープランで絶対つくるんだという気持ちがあれば、やっぱりここもきちんと2つの係に整理してやるべきではないかなというふうに思っております。

3点目です。水環境課についても同様です。水環境課の中には上下水道の管理係と工務係、さらには水資源対策係と3つの係があります。上下水道の管理係と工務係、これについては、今、下水道の関係もありますので現状でいいかと思えますけど、例えば水資源対策係についてはどうでしょうか。この前、今年ですかね、サントリーとの提携とか、そういったものの中で地下水保全、これは、今、水資源対策係のほうで積極的に進めております。そういったところが上水道も



推進しなければならないと。ここに私はどうしても矛盾を感じるわけです。片や地下水保全を言いながら、片や上水道の推進も担っていると。何とも理解しがたいというふうに私は思っております。こういったところも本気で市長が上水道を推進する気があるなら、やっぱり上水道推進係と、この地下水保全についてはまた別の問題だと思しますので、そういったところもきちんと区別すべきではないかなというふうに思っております。

それと、最後になりますけど、市民にとって非常に分かりにくい係名の変更です。もう市長もお気づきかと思えますけど、浮羽市民課のほうにはコンシェルジュ係ということで、もう何年か前につくられました。当初から、このコンシェルジュ係とは何の意味をするのかというふうなことがよく言われていたかと思えます。やっぱりそういったことについても、やっぱり改めて、例えば市民相談係とかいうふうにするように、何かもっと分かりやすい名称にしたらどうかと。

あと、市民協働推進課においてもコミュニティ支援係というふうになっておりますけど、その実態は自治協の支援係、要するに自治協をどう支えていくかということを支援している係ではないかと思えます。そういったことであれば、コミュニティ支援という、いろんなコミュニティ関係も含めてやるのかなというふうに誤解を生じますので、やっぱり例えば「自治協支援係」とかいうふうにすっきりとした形にしたほうが市民にとっても分かりやすいのではないかなと。

これは私が感じたほんの一例であります。もっとほかの議員も、ここはこうしたほうがいいのか、こんな名称が分かりやすいとか思っている方もおられるんじゃないかなというふうに思っております。こういった課題を見直して、本当に必要な係の設置、それと、そこにおける人員の配置、これをぜひ令和6年度を前に検討してもらいたいと思えますけど、市長の再度の回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、5点ほど具体的な所管について触れられて、問題提起をしていただきました。

少しだけ御理解いただきたいのは、市民生活課がやってる、この環境対応なんですけど、環境対応というのは、もう御存じだろうと思うんですけど、衛生環境だけじゃなくて自然環境も所管しますので、そういう延長で仕事をさせていただいているということであったり、あるいは、都市計画準備課の都市計画の話が出ましたが、御存じのように、今、パブリックコメントを実施します「うきは市管理構想」、うきは市の土地の利用管理に関する将来像なんかも、今、所管でしっかり議論をしているところであります。

それから、コンシェルジュについては、以前いろいろ御指摘もいただいたんですけども、これはフランス語由来の英語「コンシェルジュ」、総合世話係、あらゆる要望に応えられることというのが定義で、もともと、ぜひ、浮羽市民課には総合的な窓口でありますので、やっぱり難し

い言葉かもしれませんが、それを自分自身が調べて、そして意識をして市民サービスに当たっていただきたいという、そういう願いでつくった組織であります。

コミュニティ支援係については、何も自治協議会だけが支援じゃなくて、うきは市全体のコミュニティを活性化するというをミッションに掲げておりますので、そういうところはまた御理解いただきたいなと思います。

それで、時間あれば総務課長のほうにも答弁をさせようと思ってたんですが、ちょっと私のほうから、このスクラップについて何もやってないじゃないかというような話がありますが、もう幾つもやっておりまして、ちょっと時間の都合で。

例えば保健課の話に触れますと、敬老祝い金について、今、100歳に限定した支給にさせていただいております。あるいは、今年から、議会からも随分御指摘をいただいたんですが、健康診断の事前予約制にもやっておりますし、様々な見直し等をやっております。それから、会計年度職員の包括業務委託についても、そういう思いで実はやっているところでもあります。私のほうが十分な説明ができなかったことから議員の皆さんに大変な御心配をかけてしまったんですが、この目的というのは、職員においては、この会計年度任用職員の人事管理、労務管理の業務から解放させてあげ、そして、本来の企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でできないような業務に注力しようと、そういうふうにしたものであります。そういう様々な形で提案をさせていただいておりますが、どうしてもスクラップしようとする、これまで行政サービスを受けていた市民の皆さんからやはり反対の声が上がるかと思いますが、ぜひとも、申し訳ありませんが、そこまではできないと言える行政もしっかり努めていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 以上です。

これで、13番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可いたします。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三でございます。議長のほうから質問に許可をいただきましたので、通告の内容に沿って一般質問を行わせていただきます。

その前に、本年9月議会の一般質問におきまして、軟骨伝導イヤホンの導入につきましては速やかに検討いただきまして導入決定をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。住民

サービスの向上に役立つものがあれば、少しでも提案をしていきたいと考えております。市民の皆さんに視点を置きながらの行政サービスが行われますように、これからも提言に努めてまいりたいと考えております。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

最初に、浮羽中学校校舎の修理の実施についてであります。

本件につきましては、議員の厚生文教常任委員会による中学校現地調査が夏休み期間を利用して今年8月3日に行われております。その内容には、うきは市議会だよりの75号、今年11月1日発行の中に次のように報告をされております。「浮羽中学校は天井・床・壁などに多くの経年劣化箇所が見受けられ、構造体の強度低下など安全性に問題を感じます。応急修理を行うだけでは安全・安心な学習環境を整えているとはとても言い難く、老朽化対策としては不十分であり根本的な対策が求められます」とございます。お手元に資料を御用意しておりますけれども、資料の3を見ていただいても分かりますように、現状は、このような写真のような状況でございます、至るところにこういったところが確認をされると。

そういうことで、最初の質問でございますけれども、1点目としまして、前述しましたような報告がなされたことから、浮羽中学校校舎は修理等の営繕工事を計画的に行うよう、9月の議会開催の折に厚生文教常任委員会報告で提案しているとおりでございます。修理の必要があると考えますけれども、浮羽中学校校舎の現状について、市長の見解及び今後の校舎営繕等についての方針をお伺いいたします。

それから、2点目でございますけれども、文部科学省が委託事業としまして「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る調査研究」というのがインターネットに掲載されておりましたので、それを参考にしながら確認したいと思っております。

内容は、我が国の公立学校施設は昭和40年代後半から50年代にかけて多く建設されたという経緯があって、それらの建物が一斉に更新時期を迎えつつあると。老朽化の波が押し寄せているというような説明がっております。また、学校施設は、未来を担う子供たちが集い、学び、生活をする場であるとともに、災害時には避難所としての役割も果たすケースもございますので、非常に重要な施設であると。学校施設の老朽化対策は先送りのできない重要な課題であると、このように説明がございました。

そこで、資料1に掲載しておりますけれども、平成25年の11月策定されました「インフラ長寿命化基本計画」を受けまして、文部科学省では平成27年の3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画」、いわゆる行動計画を策定して施設整備の中長期的な取組の方向性を明らかにし、一方で、各地方公共団体においても、整備の基本の方針である「公共施設等総合管理計画」の策定と、個別施設ごとの具体的な対応方針にある個別施設の長寿命化計画の策定が求められたと。

この目的は、財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために行われたものであります。

このような状況を踏まえまして、文部科学省は各地方公共団体において学校施設を対象とした長寿命化計画ができるだけ早急に策定されるよう、平成27年4月に、計画に盛り込むべき事項や検討する上での留意事項等を示した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を策定しまして、平成29年3月に具体的な解説が策定されたことが説明されております。

このように学校施設の長寿命化計画は、国や地方公共団体等が一丸となってインフラ長寿命化計画等に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画を策定するものと定義をされております。したがって、学校施設の個別施設計画は、児童・生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため、中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、施設整備を進める点で重要なものとされています。

このことから、うきは市では国の要請に応じて、公共施設等の管理に関する指針としまして、平成29年3月に「うきは市公共施設等総合管理計画」を策定しております。本計画は、総合管理計画で示した基本的な考え方を基に、個別施設ごとの具体的な対応について、「事後保全型」から「予防保全型」「管理」へと転換をし、予算の平準化とトータルコストの縮減を図るために必要な事項について定めるものとしております。計画の期間としましては、今後30年間を見据えたものでありますけれども、計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間としまして、以後も内容の充実を図りながら見直しを実施するとしております。

うきは市では、さらに長寿命化の方針としまして次のように見解を示しています。今後の厳しい財政状況下において改築を中心とした老朽化対策では対応しきれないおそれがあることから、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を実現するため、改築より工事費が安価で、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修への転換を図ると。なお、改築せざるを得ない建物があった場合には、改築までの期間に応急的な保全を行うなど、当面の安全性、機能性等の確保に努めると、このように明記をされております。

このことから、2点目の質問としまして、この長寿命化の方針を踏まえて、今後、改築の計画が予定されている建物がある場合でも、改築より工事費が安価で、当面、安全性、機能が確保できる修理で対応する見解があるのかどうかをお伺いいたします。

ちょっとこの2点目については分かりづらい質問でございますけれども、簡単に言いますと、改修、改築、改造が、資料の2のほうに予定が上がっておりますので、そういう予定の中でも修理で済みます予定であるのかどうかと、そういう意味でございます。

現在の浮羽中学校は、学校施設個別施設計画の中には、今後の長寿命化改修であったり改築等が示されておりますけれども、設定された計画として見ますと、長寿命化改修をしなければなら

ない時期を迎えているところもあるということでございます。

私、御幸中学校の卒業生でございますけれども、当時の御幸中学校は、鉄筋の校舎ではなく木造の校舎であったと記憶しております。木造でありましたけれども、今の浮羽中学校の壁面のめくれ上がった様子などは、その当時なかったと記憶をしておりますけれども、少々記憶の違いがあるかもしれませんけれども、現在の浮羽中学校の校舎の現況を確認するために、今年11月の初旬でございましたけれども、浮羽中学校を見学させていただきました。階段に接する壁面と申しますか、内装のほうはことごとくめくれ上がって、その原因は何かと申しますれば、外からの水分の浸透が原因で、どこでもめくれ上がるような現象が起こっていると。そういうことを校長先生のほうからお話をお聞きしました。特に今年の7月の線状降水帯による大雨のとき、外からの雨が壁伝いに浸入しまして、北校舎の2階廊下には20センチの高さにわたるような浸水が発生したと。校舎と別棟の接点箇所の隙間に雨の浸入口となって大変な状況であったとのお話でございました。

このように浮羽中学校は階段の踊り場等の壁面内装がことごとくめくれ上がっておりますし、廊下の壁面、ありとあらゆる壁面がめくれ上がっているさまを見ておりますと、平常心で眺めておりますと修理の必要性をどうしても考えてしまいますけれども、どうしてこの修理が進まないのかとちょっと疑問符がついてまいるような、そういう状況でございます。

このような情景を見た、うきは市民である私の先輩が7年前に浮羽中学校の見学に出向いたときに感じた感想を次のように語っておりました。これは早く修理をせんといかんと、その当時そう思ったと。それから、その7年後の今年、見学で見て回ったときに、改善されていると思っていたら、前のままだったと。どうしたこっちゃろかと。7年後の中学校の校舎の修理がなされていないことと、その老朽化ぶりにびっくりをしたということでもあります。何で修理をせんのか。あんたどんがせんなら俺がと、こういうような調子で意気込みを聞いたところでございます。

私たちが直接に学んだ学校ではなくとも、私たちが住む地域に建てられた中学校は、やはり誇りとする教育機関でございますし、しかも、私たちの子供であったり孫たちが将来のうきは市を担ってもらわなければならないわけでありますので、その彼ら、彼女らのまなびやは立派であってほしいと、そういうふうに願っております。しかし、立派になるためには資金が必要でございますし、そのために平成28年3月に、このインフラ長寿命化計画の体系の下に学校施設の個別施設計画が策定されたものでございます。

お尋ねの3点目としまして、今後の校舎の整備等につきましては、浮羽中学校は小・中学校の中でも最も校舎建築年数が古くて、長寿命化改修が、資料の2にありますように、令和7年度、8年度にかけて約15億1,750万円で工事が予定をしているというところでございますので、これは修理を行うのかどうか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、以上の3点をお尋ね申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、浮羽中学校校舎の修理の実施について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の、浮羽中学校校舎の現状と校舎営繕等の方針についての御質問であります。浮羽中学校の校舎の現状としましては、令和3年3月に作成をいたしました「うきは市学校施設個別施設計画」によりますと、劣化状況は、外壁、電気設備、機械設備の劣化状況評価はAからDの4段階中C評価で、経過年数40年以上で広範囲に劣化が見られます。また、屋根、屋上の劣化状況評価はD評価で、経過年数にかかわらず著しい劣化が生じており、その影響による広範囲の雨漏りが発生をするなど、施設全体が老朽化をしている状況にあります。

議員御指摘の厚生文教常任委員会の報告や、今年6月、9月の定例議会における高木亜希子議員の御指摘もあり、小中一貫校への移行なども含めた浮羽町域の学校編成等も視野に入れ、校舎建て替えも含めて見直しの検討を進めているところでございます。

2点目の、改築が計画されている場合であっても、当面、安全性、機能性が確保できる修理で対応するののかという御質問であります。校舎建て替えを含めて見直しの検討を進めるに当たり、生徒や保護者の皆さんを初め十分な協議が必要なため、その間は、当面の安全性、機能性等を確保に努めながら応急的な保全を行うよう考えているところでございます。

3点目の、浮羽中学校の長寿命化改修費が令和7年度から2か年間で約15億1,752万円としてるが修理を行うかという御質問であります。学校施設個別施設計画の策定につきましては、令和3年度から、文部科学省の学校施設環境改善交付金の申請の際の必須条件となっており、また、上位計画であります「うきは市公共施設等総合管理計画」の期間に沿って6年間に全ての学校施設の改善を提示しているため、このような短期間での改修表記となっております。

議員御指摘の浮羽中学校の長寿命化改修は、建物の目標使用年数を80年とし、おおむね築40年を改修の周期として設定しているもので、構造躯体のみを残して、その他の部分は全て建て替える方式で算出したものになります。改修コストの算出根拠としては、文部科学省が示す長寿命化改修単価である1平米当たり19万8,000円に面積を乗じており、令和7年度に8億1,853万2,000円、令和8年度に6億9,899万円、合計15億1,752万2,000円としているものであります。このような膨大な改修金額や学校編成等も考慮し、先ほども答弁いたしましたように、議員の皆様から度々の御指摘もいただいているところでもあり、校舎建て替えも含めて見直しの検討を進めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 市長の答弁からいきますと、将来的にはもちろん改修をされると

いう意味に捉えておりますけれども、今すぐに着工に関わるかどうかという点につきましては、まだまだ検討の余地があるというような意味合いに理解をいたしました。

現状は、やはり非常に修理をする必要があるというのはもう御理解いただけると思いますが、どの程度の修理かという、そういった、今さっき説明がありましたように、例えば小・中学校の一貫校を目指すとか、そういった構想を具体的にしていくと、どうしても今すぐに改築、改造とかいうのが結びつかないということであると思いますが、特に私が思いますのには、小中一貫校という形になりますと、やはり小学校と中学校が連携するという意味では同じ位置に中学校を設立していかなければならないと、そういうふうに私は理解いたしますので、それは今のうきは市、将来のうきは市を考えたときに、こんな簡単なことで決めつけられないかと思っておりますけれども、小中一貫校を造るとすれば、莫大な予算を費やしてしまう。そういう小中一貫校というのは本当に可能なかどうかというのは、もっともっと深く検討する必要があるわけでありまして、当面は、やはり今、求められている改修、改修というのか修理をしっかりと、そんなに高額にわたって費やす必要はないと思っておりますので、やはりいち早く改修を行っていただきたいというのが今の現状でございます。

もう一回お聞きいたしますけれども、そういう構想を否定するわけではありませんけれども、そういう結論は出るのにはまだまだ先であるとするならば、修理をとにかく、そこまで15億もかける必要はないわけでありまして、今の現状を真っ先に変えていただくという、その修理というのを早くやっていただけないのかなと。もう一回お聞きいたしますけれども、見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、今、長寿命化計画で浮羽中学校を考えているんですが、それを見直して、いわゆる校舎の建て替え、つまり新築、新設——改築ですね、改築の方向の見直しも含めて、今、検討をしているというふうに答弁をさせていただきました。具体的には、先進地の視察をしながら、小中一貫校であったり、小中一貫校だけではなくて、地域コミュニティの機能も有した学校教育施設の在り方もあるのではないかとということで様々な先進地の視察をしております。

先ほども答弁しましたように、今後やはり一番大切なのは、生徒自身や保護者の皆さんの御協力というか御理解をいただくことが重要でありますので、そういうことをお話ししながら、形が見えてきたら、議会のほうにも、議員の皆さんにも御説明をさせていただきたいなど、このように思っております。

そうしますと、仮に、今、見直しの中で、じゃあ建て替え、改築にしようということになってしまえば、やっぱり大がかりな修繕をやれば、それだけやっぱり、どう言うんですかね、コスト

が重なるといいますか、しますので、先ほどから答弁させていただいていますように、当面の間は、もしそういう改築、小中一貫校の建て替えという方向が出れば、当面の間は、安全性、機能性の確保に努めて応急的な保全に努めていきたいと、こういう趣旨で答弁をさせていただいたものであります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 内容は理解できますけれども、具体的な今の、今の現状を修理するという意味では何年先ぐらいに実施をされるのか、そこらの辺のところだけ1つ確認として市長の見解を導きたいと思っておりますけど、いかがでございますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

市長も答弁いたしましたように、見直しの検討を進めるに当たりましては十分な協議が必要なため、今は、当面の安全性、機能性を図るとしております。ただ、その中で、学校のPTAのほうからとか、いろんな方々からの要望がございますので、それに添って、この安全性、機能性が高めるものとして応急的な分を含めまして、また来年度の当初予算のほうに反映しまして、それをお示しさせていただいて承認いただければと思っておる次第でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 内容的には理解をいたしました。

最後に、中学校の現状ということで確認をさせていただいたときに、ちょっと今後の参考のために申し上げておきます。どういったところが改善してほしいという要望等をそのときに確認させていただきましたので、参考に今後の修理のときに生かしていただきたいと思っております。

塗装の壁面内装がめくれているということはもう申し上げましたように。それから、コウモリのふん対策に非常に困っているということで、構造的に改善しなければならないのではないかなというふうに思います。それから、北校舎の1階、第2理科室にエアコンがないということで、未設置であるということ、配置をお願いしたいと。同じくテレビが旧式で非常に使い勝手が悪いということでございます。それから、玄関近くの大きな樹木が枯れて撤去が必要であると。それから、柔剣道場の柔道場の畳と畳の間に隙間が発生をしまして、子供たちが手足がその中に入り込んで非常に危険であるということ、変えていただきたい。それから、道場に――剣道のほうですけども、床が破損して補修しているけれども、非常に危険であると。道場そのものにエアコンがなくて、夏場は熱中症を心配しながら練習をしているというようなことでございます。それから、プールの着替え棟のトイレ等がございますけれども、和式はあるけれども洋式トイレ



がなく非常に利用しづらいということでございます。それから、運動場を囲むネットが破けて、非常に補修が必要だと。こういった当面の困っていることをお聞きしましたので、参考に1つ、修理のときには、この辺のところを御配慮いただけるとありがたいなと思います。

以上で、修理についての、または今後の管理についての御質問を終了して、次の質問に移りたいと思います。

次に、ヤングケアラーの実態調査についてでございます。

ヤングケアラーの実態と理解への推進につきましては、昨年12月議会で質問をさせていただきました。その結果、今年度予算のケアラー実態調査事業委託料として、民生費、12節委託料として168万3,000円の金額を計上させていただきました。国からの補助金を頂きながら実態調査に向けて準備を進めていると、そのようにお伺いしております。

再確認でございますけれども、ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族、親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりする未成年、または、未成年時代にそのような状況になった人たちのことをそのように表現しております。基本的に18歳未満で、子供なのに親が担うような介護責任を引き受け、家族の世話全体を、全般を受け持っております。結局、家族の介護のために教育などを満足に受けられない子供たちのことを指しておるわけであります。

ヤングケアラーに該当すると考えられます子供は、中学生で約5.7%、高校生になりますと4%存在していると、こういうことを昨年、確認したところでございます。資料4を見ていただきますと、令和3年度から4年、今年の10月、どのくらいのケアラーがいるかという確認で所管のほうにお尋ねを申し上げましたら、小学生で、令和3年度では3人、4年度では5人、今年10月現在、小学生が1人と、そういう報告をいただいております。

この令和3年では3人おったわけでありまして、現在は1人になっているということで、本当に存在する率からいきますと、中学生が5.7%いると言われておりますので、実態をもっと詳しく調査をしていくと増える可能性もあると、そういうふうに思います。しっかり実態を知るということは、行政をつかさどります立場としましては最も基本的なことでありまして、具体的に予算もつけられておりますので、計画として上げたものは是非でもケアラーについての実態調査を実施するものと認識をしておりますけれども、1点目の質問としまして、ヤングケアラー実態調査の進行状況及びケアラーの対策として力を入れていきたいとする施策について、お伺いをしたいと思います。

それから、2点目としましては、ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書がインターネットにはたくさん掲載されておりました。一部参考にして述べたいと思います。この資料は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部が行った令和2年度の子ども・

子育て支援推進調査研究事業でありまして、内容は、各市町村に設置されております要保護児童対策地域協議会、これは略して要対協というふうに呼んでおりますけれども、この要対協を対象にヤングケアラーに対する認識であったり、要対協の活動状況についてのアンケート調査結果について評価と論評を行っております。

要対協におけるヤングケアラーの概念の認知度は、平成30年度調査では3割弱あったと。令和元年度調査では約7.5割に高まっていることが分かったということでございます。一方、令和元年度調査では、ヤングケアラーと思われる子供の実態把握を行っている要対協——要保護児童対策地域協議会でございますけれども、約3割にとどまって、ヤングケアラーと思われる子供は存在するものと理解されているものの、その実態を把握していない要対協が3割弱となっていたということでもあります。また、ヤングケアラーと思われる子供の実態把握の方法として、関係機関や関係団体からの報告指摘があった際に、ヤングケアラーとして対応しているとの回答が約4.5割を占めたと、そういうふうな報告がなされておりました。ケアラーの早期発見・早期対応のためにも、要対協に関わる様々な機関でヤングケアラーの認知度を上げる必要があるとともに、全体として対応できる仕組みが求められていることが分かったということでもあります。

このため、要対協以外の機関において実態をより正確に把握することが重要でありますけれども、最も身近な教育現場での実態は、特定の自治体単位での把握にとどまっていると。ヤングケアラーと思われる子供の実態が把握できていない自治体が多い状況にあると、このように説明をされております。

それで、日本では、ようやくヤングケアラーという言葉が周知をされ、その実態が明らかになってきつつあるというのが現状であります。したがって、本事業は、小学生や中学生に対して実態調査を実施し、教育現場や要対協においてヤングケアラーと思われる子供を早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うための資料とすることを目的として報告作成されておりますけれども、この三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った令和2年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業となっております。

それで、要対協の約20%強が、ヤングケアラーと思われる子供の対応方針を決定する部署が決まっていないと。どこの機関が対応するかという、地方行政の中で決まっていないところがあるということでございます。全国にある要対協の約20%強という趣旨でございます——強がそういう状況にあるということで、2点目のお尋ねとしましては、うきは市の要対協においては、ヤングケアラーと思われる子供の対応方針を決定する部署、機関はどこが担って、ヤングケアラー対策がなぜ必要なのか、その見解をお伺いいたします。

3点目は、そのヤングケアラーは、どんなことで苦悩をしているのか、また、ケアラーはどんな支援が必要であるのかをお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ヤングケアラーの実態について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の、ヤングケアラー実態調査の進行状況及びヤングケアラー対策として力を入れたい施策についての御質問であります。ヤングケアラーとは、御指摘のように、法律上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供のことを言います。ヤングケアラーの特性上、家庭内のことで問題が表面化しにくく、また、当事者である子供やその家族がヤングケアラーという問題を認識していないこと等により、早期発見が難しい状況にあります。

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるためには、まずその実態を把握することが重要であるため、令和5年度は、うきは市においてヤングケアラー実態調査を実施する予定としております。現在、小・中学校を所管する教育委員会と実態調査の質問内容の調査方法について慎重に協議を行っているところでございます。今年度中には調査を行い、結果を報告したいと考えております。

また、ヤングケアラー対策としましては、調査後に、うきは市のヤングケアラーの実態と支援の方法について、具体的な事例を通してヤングケアラーの正しい理解を深めるための研修会や講演会を次年度以降に実施したいと、このように考えております。

2点目の、「うきは市要保護児童対策地域協議会」において、ヤングケアラーの対応方針を決定する担当部署及びヤングケアラー対策の必要性についてと、3点目の、ヤングケアラーの苦悩と必要な支援についての御質問につきましては、関連がございますので併せて回答をさせていただきます。

現在、うきは市では、福祉事務所子育て支援係が中心となって家庭児童相談員による相談援助活動や、学校等や教育センター及び母子保護部門との連携会議等において、ヤングケアラーと思われる子供を把握した後、係内受理会議を経て、支援ケースとして登録、援助方針を決定し、家庭児童相談員が策定した支援計画に沿って子供や家庭へ様々なアプローチを実施しながら、ケアラーからの脱却を目指しているところでございます。さらに、個別のアプローチと並行して、要保護児童対策地域協議会において支援状況の確認や進捗管理等を行い、効果的な支援について関係機関から助言を得て、アプローチ方法についての再検討を行っております。また、今年度は、福岡県の作成した、要保護児童対策地域協議会を活用した「ヤングケアラー支援の手引き」を用い、市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校や学童保育所、放課後等デイサービス事業所等の子供と接する機会が多い関係機関へ出向き、ヤングケアラーの定義や支援の基本的な考え方など、ヤングケアラーの早期発見のために、ケアラーと思われる子供の情報提供の依頼を行って

いるところであります。

ヤングケアラーの問題点としましては、学業に支障が出る、交友関係の希薄化、睡眠不足や生活リズムの乱れなどがあり、また、将来の夢や進路への影響が上げられます。一方で、ヤングケアラーを子供の権利侵害や被害者として捉えるのには、ケアラー自身が行ってきた行為を否定することになります。ケアラーのこれまでの選択を尊重しながら、ケアラー本人とケアを受けている家族の関係機関と連携して、家族の具体的な支援策を検討して対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 1点目の質問で、実態調査を、今年度内実施をしていただくということで確認ができましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、なかなか実施をするには大変困難を伴うということは想像がつくわけでありますので、本当に関係方面の協議会をしっかりと取り組んでいただきながら取り組んでいただきたい。

また、参考に、これは、私、できるかどうかは分かりませんが、実態調査を行う前に本来は小・中学校の各先生方にアンケートを取られるというのも1つの案ではありますので、これは今後の参考にさせていただければと思います。先生方のアンケートをしっかりと取りながら、その可能性を、または気づきを与えていく中でこの問題を解決していくというヒントになる部分がございますので、そういう先生たちへのアンケート調査も実施する方向でいろいろ工夫をしていただけたらと、そういうふうに思います。

それから、2点目の、対応方針を決定する部署はもう、もちろん要対協ということでございますので、この要対協が進めるということでありまして、しっかり対策を講じていただくために、今、資料4のほうに一部上がっておりますけれども、この12項目をしっかりと確認していただきながら、ありとあらゆる対策を考えていく必要があるというふうに思います。

ヤングケアラーであることはなぜ問題なのかと。それは、家族の手伝いであったり手助けは普通のことと思うかもしれませんが、しかし、そのことで学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほど重い負荷がかかっている場合、こういう場合には注意が必要であると言われております。過度に家族のケアを担うことで、勉強に取り組むことや子供らしい情緒的な関わりができなく、年齢相応に自分の将来のことを考えることができなくなってしまう可能性があるということでございます。やはり中学生の感情多感な時代というのは、いろいろ想像しながら自分のことをゆっくり考える時期でもありますので、やはり微妙な心の動きというのがございますので、そういったことをしっかりと念頭に置きながらアンケートを進めていただきたいと思う次第であります。

先ほど、どういった、何というんですか、対策、施策をやっていく必要があるかという質問で

何項目かはいただきました。やっぱり友人をつくれな、つくることのできるような時間が取れないと、そういう状況が非常に、特に子供にとってはつらいことではないかなとも、そういうふうに想像いたしますので、アンケート調査については、ひとつ、しっかり協議をしていただきながらお願いをしたいなど、そのように思います。

3点目の、ヤングケアラーのことで苦悩して、どういったことで苦悩しているのかという部分については、特にヤングケアラーが抱える苦悩という部分では、介護に費やす時間の増加による学業への影響であったり、自己肯定感の低下であったり、そういったことが、孤立化、そして、ストレス、鬱病、自殺願望などにつながっていくと。彼らは、自分たちがヤングケアラーであることに気づかない人もいるということですね。これが誰にも相談できずに孤立する現実があると。こういった問題に対して政府とかNPO団体がケアラーの支援とか啓発活動、それから家族の介護負担軽減策など学校教育の改善などを行っておりますけれども、ケアラー同士が交流できる場所を提供する取組も地域によっては行われております。ヤングケアラーが自分たちの状況を理解し、周りの大人の支援を受けることで彼らが子供でいられる環境をつくるのが大切であると言われております。

「ヤングケアラー」という本を書かれました成蹊大学教授の澁谷智子さんが、次の3点の中で支援を訴えられておりますので、ちょっと紹介をしていきたいと思っております。

1つには、ヤングケアラーがケアについて安心して話せる相手と場所をつくるのが大事だと。2つには、家庭でヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくこと。介護保険の適用等が可能かどうかの検討も必要であると。資料4で本市が取り組んでいるケアラーの支援策ということで12項目を挙げておりますけれども、そういった中にも、こういった内容のものが見られるわけでありまして。3つには、ヤングケアラーについての社会の意識を高めていくこと。これはヤングケアラーに対して社会が放置しないことが重要であると。大人がしっかりサポートする体制を整えることが必要だと。そういうふうな3点をしっかり考えていただきたいなということでございます。

資料の5番目に新聞が掲載されておりますけれども、これ、ちょっと中身を確認したいと思っておりますが、タイトルに「ヤングケアラーに気づこう」という項目でちょっと参考にしたいところがございますので、紹介して終わりたいと思っております。

子供たちの中にケアラーがいることを生活の活動の中から気づきを発見することの重要性を訴えておるということで、このヤングケアラーを見つけた後、どのように支援につなげるのかとの問いに、ヤングケアラーの研究者である大阪公立大学の濱島准教授は、少しでもケアラーの疑いがあれば、学校ならスクールソーシャルワーカー、地域なら自治体の相談窓口など専門家につなげることが大事だと回答されております。ケアラーの立場から言いますと、負の感情も含めて話

を聞いてもらい、素を出せる場所があったら気持ちが楽になれたと思うと。このように、大人による環境づくりこそ必要な役割であることを深く認識しなければならないことを自覚して私たちもいきたいと考えます。この問題は非常に神経質なところから、そういう面を持っておりまして、非常にアンケートには苦勞が多いかと思えますけれども、実態調査をよろしく願いを申し上げまして、この問題を終わりたいと思います。

では、次に、不登校対策についての問題でございます。

全国で不登校の児童・生徒が急増しております。文部科学省が10月4日に公表しました2022年度の問題行動・不登校調査結果では、不登校の小・中学生は過去最多の約29万9,048人に上っております。その中の相談を受けていない児童・生徒数が約11万4,000人となっております。小中高特別支援学校におけるいじめの認知件数が約68万2,000件と。そのうち重大事態の発生件数が923件と過去最多となっております。

これを受けまして、政府は10月の17日に、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめしております。その内容は、資料の6番目につけておりますとおりでありますけれども、この不登校・いじめ緊急対策パッケージ以外に、この文部科学大臣メッセージが出されておりました。新型コロナウイルス感染症の影響が続いて、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性を指摘しております。こうした状況を踏まえまして、政府においては、児童・生徒が安心して学ぶことができる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組の緊急強化を図るために取りまとめられたものでございます。

特に、左側の不登校の緊急対策の内容につきましては、1つに、不登校の児童・生徒全ての学びの場の確保。ここには3点ほど挙がっております。2つ目には、心の小さなSOSの早期発見というようなことで3項目挙がっております。こういった中身を見ておきますと、ICTを使った、パソコン等を使った取組等が結構入ってきておりますので、GIGAスクール構想で1人1台の時代になっておりますので、こういった取組が示されております。

インターネット等で確認する中で気づいた、さいたま市の取組について御紹介をしたいと思いますけれども、病気とか不登校が原因で学校を長期欠席している児童・生徒にオンラインを活用した学びの場を提供している不登校等児童生徒支援センター（グロウス）というのを立ち上げていると、効果を上げているということでございます。本年度は、このインターネット上のメタバース——仮想空間に学校教室を開設して、学校に行けない子供の居場所としても活用されていると。このグロウスの学びは、各学校長が認めることで指導要録上の出席扱いになると。また、子供が所属している学校の教室と学習の進捗などを細かく共有している。こうした工夫によって、昨年度登録者34人の中学3年生は全員高校などへの進学を果たしたと、そういったことが報告されておりました。

1点目の質問としまして、前述しましたさいたま市では、この不登校等が原因で学校を長期欠席している児童・生徒にオンラインを活用した学びの場を提供する不登校等児童生徒支援センター（グロウス）を開設しておりますので、こういったオンラインを活用したシステムが導入できるのかどうか。規模の違う市町村ではございますけども、そういったことも今後検討していただくという意味では参考にはできるのではないかなと思いますけども、その辺の見解を、感想をお伺いしたいと思います。

それから、質問の2点目には、不登校対策としまして、今年3月議会における一般質問の際に答弁で、うきは市の各小・中学校ではタブレットを活用したアンケートを実施しているという説明をいただきました。タブレットを活用したアンケートは、現在、実施されているのか、その効果等の現状について見解をお伺いしたいと思います。

以上、2点、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） ただいま、不登校対応について大きく2点、2つの質問をいただきました。

1点目の、さいたま市のオンラインを活用した学びの場、「不登校等児童生徒支援センター」を参考に、うきは市での実施についての御質問です。

このことにつきましては、うきは市の不登校児童・生徒の現状把握の取組として、1つ目は、各学校から児童・生徒の欠席状況等を毎月教育委員会に報告させております。2つ目は、各学校が不登校児童・生徒への対応について専門医に相談できる、「うきは市子育てネットワーク会議」を年4回実施をしております。3つ目は、両中学校におきまして、学校職員、スクールカウンセラー、適応指導教室職員、福祉事務所、社会福祉協議会、教育委員会、教育センター、主任児童委員で構成され、教育相談部会を毎週開催しております。部会では、具体的な不登校解消のための支援について協議し、家庭訪問等を計画的、継続的に実施しており、近隣の市町村では類を見ない支援体制が確立されているところです。このような体制を確保して、不登校児童・生徒に対応しておりますので、さいたま市のオンラインを活用した学びの場、「不登校等児童生徒支援センター」については、現時点で実施する考えはございません。

2点目の、不登校対策で実施しているタブレットを活用したアンケート等の効果についての御質問ですが、学校では、いじめ・不登校の早期発見の観点から、児童・生徒に対して困りごとを把握するため、タブレットでのアンケートを毎月1回実施しております。児童・生徒にとってタブレットのアンケートは紙媒体による回答に比べ、他人の目に触れることがなく、相談しやすい環境にあります。また、教職員にとっては、アンケートの集約が効率的で迅速に把握できますことから、児童・生徒の悩みに早急に対応できております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） オンラインを使った、そういう相談体制、いろんな体制が組めるわけでありますので、しっかりパソコンを今からの時代は必要不可欠なものでございますので、有効活用していただきながら、こういったいろんな問題を解決するための手段としてしっかり生かしていただくと。これが大きな取組になろうかと思っておりますので、この不登校・いじめ緊急対策パッケージ、不登校の緊急対策をしっかり検討いただきながら今後の取組に活用いただきたいと、そのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。11時30分より再開します。

午前11時15分休憩

午前11時28分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、11番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） ただいま、議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。

私は常々問題意識を持っていたことを解決するために、「動いて変える、うきは市を」というスローガンの下に自分なりに一般質問をさせていただきました。近年では特に天気の変動により大きな災害が頻繁に発生するようになり、中でも水による災害が多く発生しております。そこで今回は、今まで質問させていただいた中から、災害及び東高跡地について再確認及び検証するために質問させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、平成27年3月の議会の折の「災害に強い町とはどういう町のことか」という私の質問に対し、市長答弁として、「国や自治体が行う建物の耐震化や消防水利の設置、河川の整備等のハード面の対策と、住民が主体となって行う地域のコミュニティ活動、自主防災組織の防災活動が一体となって、初めて災害に強い町がつけられると考えている。そこで、市では、自分たちが住んでいる地域にはどんな危険があるかを知ることが大切であり、防災マップを作成し、全戸に配布した。その他、各自治協議会に防災講習会の開催を働きかけ、防災知識の普及を図り、いざ災害が起きた際には大きな力が発揮できるよう、自主防災の組織化に取り組んでもらい、災害に強いまちづくりを進めていきたい」ということでした。



今回は特に災害の中でも水害、土砂災害及び山崩れに焦点を当てて質問をさせていただきたいと思っております。

質問1、近年では気候の変動により大きな災害が頻繁に発生するようになっている。災害について見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、災害に強いまちづくりについて、気候変動により大きな災害が頻繁に発生することについての御質問をいただきました。

近年の気象状況は、地球温暖化の影響もあり、世界的に異常気象が発生をしております。日本においてもその影響は顕著で、9月1日、気象庁は、今年の夏が過去126年で最も暑い夏になったと発表をしました。その影響で、これまで経験したことのない猛暑や豪雨、台風などの自然災害が日本各地で頻繁をしており、当市におきましても、今年7月の大雨は、総合福祉センターに設置している雨量計で1時間最大雨量105ミリ、24時間最大雨量502ミリと記録的な大雨となり、甚大な被害が発生をいたしました。気候変動により発生する自然災害は、年々多発化、激甚化すると考えられます。被害を最小限にとどめるために、関係機関と協力しながら防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 令和3年8月の豪雨被害調査では被害総額が2億2,994万8,000円となっていたが、本年度の7月の7日からの大雨調査では被害総額が24億7,459万6,000円となっており、約10倍になっているようです。そこで、改めて市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 今は、金額の比較の見解ですか。ということですか。市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、7月10日、幾度となく線状降水帯が発生するなどして記録的な大雨で甚大な被害を受けました。今、議員御指摘のように、今つかんでいる数字としての被害金額は24億7,459万6,000円であります。これについては、11年前の7月の14日の九州北部豪雨災害の約半分に近い被害金額だと、こういう認識をしているところであります。

今、国の災害査定を受けるなどして懸命に復旧・復興に取り組んでいるところであります。少々時間がかかって市民の皆様には御不便をおかけすることがあるかと思っておりますが、必死になって対応していることをまた御理解いただければと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 11月28日の新聞に、7月の10日に発生した豪雨により久留米市には大きな被害が出たことによる座談会が掲載してあり、その中で、田主丸町の竹野地区

にも大きな被害が出ているにもかかわらず、ハザードマップに入っていなかったとありました。

初めに申し上げましたように、300年前の1720年の享保5年の「壊山物語」に、ほぼ同じ場所で土石流が発生したとの記述がありました。災害が起きてから、実はこうだったと記録がされるようになりました。7月の大雨のとき、竹野地区にも土石流が起きる2時間前に緊急安全確保が呼びかけられました。300年前の災害が地域で伝承されていたら、住民の避難への意識はもっと強かったかもしれません。竹野地区であれだけの土石流が発生したのだから、山に面している多くの地域で同様の災害が起きる可能性があります。「竹野の災害を人ごとと思っほしくない」と原口市長が言うておりました。

また、7月10日の豪雨災害を受け、田主丸町で地域住民らが復興を目指すシンポジウムがあった。その中で、測量会社が航空レーザーで地形を計測した解析画像を見せながら、過去にも幾度も土石流が発生した痕跡があったことや、今回は5メートルほどの深い崩落があったことなどを説明した。うきは市でも航空レーザーの解析画像を参考にしながら、再度、防災マップの見直しをするべきだと思うが、見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回、竹野地区では尊い人命が失われるなど甚大な被害が発生をしました。私が認識しているところだと、山の斜面で表面の土壌が崩れる表層崩壊、これが複数箇所発生して、沢筋に合流して大きな土石流災害になったと、こういうふうに認識をしております。このことについては、過去にも、300年前、享保5年の話が、今、議員から話がありましたが、私どもとしても、ここに「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」ということで、302年前の災害の話も含めて、ずっと過去の災害記録を羅列して、市民の皆さんにもこれを周知しながら、逃げ遅れゼロ、やっぱり命が一番大切ですよということを訴えてきているところがあります。

そういう中で、この表層崩壊が起きる可能性のある箇所というのは、この総合防災マップに掲載しているんですけども、竹野地区については、掲載されていないところにも土石流災害が発生したということでもあります。今、県のほうが、しっかりそこを検証しておられますので、うきは市においても、そういう可能性があるところについては、しっかりこの総合防災マップで対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 2番の、土砂災害及び山崩れについて。

平成29年7月の線状降水帯豪雨により、隣の朝倉地域及び近辺地区で多大な被害が出ております。その翌年の平成30年4月には、大分県の耶馬溪町で山崩れが発生し、住民の死者が出ております。このことを受けて県は、同じ土質の地区で土砂災害警戒区域のある地域の調査を翌月

の5月末に、国土交通省の土砂災害や地盤工学のため、専門家に現地調査を要請した結果、地下にある岩石が風化して強度が落ち、上に積もっていた土砂を巻き込んで崩れ落ちた可能性があるということだった。

うきは市では、該当箇所が1か所あり、この場所は、土石流と急傾斜地崩壊地区にも指定されているところでありました。なお、当該地区では土砂災害警戒区域に入っているため、土砂災害警戒区域が存在する37行政区の区長を対象にした説明において、土砂災害の危険性や避難方法について説明を行ったと、平成30年6月議会の折の説明に対する市長の答弁でした。

うきは市でも、昔の文献によれば何度か山崩れが起きていることが記載されております。例えば屋形の水神社の境内にある山潮記念碑によると、昭和21年7月7日午後から降った雨は8日未明に至って豪雨となり、西屋形部落は享保5年の山潮に遭い、227年振りに三たび災害を被ったと言われている。ほかにも、宝永5年（1708年）、嘉永3年（1850年）など、耳納山麓で山崩れがあり、多大な被害が出たことが記載されております。

そこで、質問。

平成29年7月の線状降水帯による豪雨では、先ほど申しましたように、朝倉市に目に余る被害が出ており、6年が経過した現在にもいまだに大きな傷跡が残ったままの状態です。その多大な被害をもたらす線状降水帯が、うきはの山間部でいつ発生するか分からない現在、うきは市の山間部で朝倉のように土砂災害が発生しそうな箇所の把握はできているか伺う。また、その対策はどうなっているか伺う。

2番、今年の7月に元有地区で山腹崩壊が起きている原因について伺う。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、土砂災害、山崩れについて大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、うきは市内において土砂災害が起きそうな場所の把握はできているのか、また、その対策についての御質問をいただきました。

うきは市内における土砂災害警戒箇所の把握につきましては、県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を総合防災マップ上に表示し、把握をしております。また、災害は同じところで何度も繰り返し起こることから、約300年前の享保5年に発生した土砂災害を記録した「壊山物語」を初め、風化していく災害記録の石碑を「ひかり拓本技術」でよみがえらせ、後世に記録を残す取組を行い、先ほども触れましたように、「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」、「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ パート2」の2冊を作成し、伝承をするとともに市民の皆様にも周知をしているところでございます。

土砂災害の対策についてですが、国・県、関係団体と連携し、砂防堰堤の整備や治山対策、森

林整備のハード対策に加えまして、「自らの命は自ら守る」という自助・共助・互助による防災意識向上や防災訓練の実施などのソフト面での対策にも取り組んでいるところでございます。

2点目の、今年の7月に元有地区で起きた山腹崩壊の原因についての御質問をいただきました。山腹崩壊が起きた現場の復旧工事につきましては、森林部分を福岡県の治山事業で、河川部分は福岡県の災害復旧事業で行うことが予定をされております。山腹崩壊の原因につきましては、復旧工事等の際に改めて調査をしていくものになると思われま。

現時点で分かっていることは、当該地域は傾斜が35度以上あり、また、災害発生前には最大で1時間当たり69ミリの降雨が確認されているため、多くの雨水が土層中に浸透したことが影響していると、このように思われます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 現在の杷木の山を見て皆さんも感じてられておると思いますが、6年が経過した今も土砂崩れの跡が痛々しく残っており、それも年々、崩れた箇所が広がったり増えているように思うのは私だけでしょうか。市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、耳納北麓も、皆さん御案内のように、しっかり見ていただければ、幾筋の沢筋が幾つもあります。それは、やはり過去の土石流の跡だと、このように認識をしているところであります。そういうのをしっかり歴史的な記録を整理しながら、市民の皆様には丁寧に御説明をして、何度も言うようですが、まずは逃げ遅れゼロ、自らの命を守る、こういう対応をしてほしいというふうに、またお願いしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 先月の11月6日の西日本新聞によると、土石流は気象だけが原因ではない。山を手入れできず荒れてきたのも原因なのだと、浮羽森林組合には高齢化などを理由に山を手放したいという相談が増えている。このように、山に関わる人が減ると樹木の手入れが行き届かなくなり、結果的には保水量がなくなり、地滑りを起こしやすくなっているのだということだったが、市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、森林の持つ機能の1つとして、治水、治水面の機能も大きな機能を有している1つだというふうに認識をしております。

今、私どもは、過去、やっぱり人間の力を過信して、降った雨は全て川で閉じ込めるという施策でずっと河川管理者が河川の整備を進めてまいりましたが、こういう気候変動においては、やはりそれではやっぱりもたない。したがって、流域全体で治水を考えようということで、流域治

水に取り組んでおります。流域治水の1つの大きなポイントとして、森林整備、間伐をしっかりとるか、保水力をしっかりとキープするための様々な取組も今後やっていかなくちゃいけないものと、このように認識をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 3番の、ため池について。平成29年6月議会において、ため池について私の質問で、ため池は今まで農業者との連合組織で維持管理してきたが、現在では中山間地域の過疎化が進み、組織が弱体化し、放置されている水田が増加。そのため、多くのため池が改廃され、維持管理が行き届かなくなっている。このような状況の下で大地震や集中豪雨などの災害が起きた場合、ため池の損壊、受益地の用水不足、堤防は決壊しての水害が生じる。よって、農業からの観点だけではなく、人命に関わる問題であるという認識を持って行政が積極的に問題に取り組んでいく必要があると思われる。

そこで、質問1、最近のため池事故報道からしても言われるように、農業からの観点でなく、人命に関わる問題として行政が積極的に改良に取り組む必要があると思うが、どうか。

2、農業の高齢化が進み、受益者や、それに伴う受益面積も減り、受益金の支払いも困難な状況にあり、行政の力なしでは改良事業は進まないのでは。

3番、市内のため池を調査した結果、現在141か所のため池があり、機能しているため池は65か所、それ以外のため池は機能していないということだったが、それぞれため池のは現在どのようなになっているか。

4、うきは市でも、ため池保全条例をつくるべきじゃないか。

以上のような私の質問に対し、市長答弁、住宅周辺のため池も多く存在していることから水難事故が発生する懸念がされていることであり、管理者に対する事故防止に向け、啓発実施するとともに、進入防止を注意喚起する看板や転落防止柵の設置など、管理者と協議しながら取り組んでいきたいと考えている。

2、ため池の改修については、原則、受益者負担が伴うものであるが、農業者の高齢化、担い手の減少が進む現状では、受益者負担金の捻出も大きな課題である。ため池改修は洪水調整機能として公益的に役割があるが、一方では、特定された受益者が農業用水として利用するため、ある一定の負担について理解してほしい。

3、うきは市内のため池141か所、農業用水等を利用しているのが65か所、利用していないのが76か所、利用されていないため池は、受益水田がなくなり、長く使用されていないものや、山林が畑として使用しているものもある。

4、将来の良好な自然環境として継承できるようにとの目的を策定しているところ、春日市もあるが、うきは市にしては、ため池保全の趣旨や役割、保全管理を踏まえ、もう少し先行事例を

調査して考えてということであった。

そこで、質問に入らせていただきます。

1、現在のうきは市内のため池の数、利用されているため池の数及び利用されていないため池の数は、それぞれ幾つあるのか伺う。

2、国・県・市の補助金に対する負担金の割合はどうなっているか伺う。

3、ため池保全条例について、先行事例を調査したのか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ため池について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、うきは市内のため池の数についての御質問であります。うきは市内には、吉井町域に14か所、浮羽町域に127か所、合計で141か所のため池があり、農業用のため池として管理されているため池は、吉井町域に13か所、浮羽町域に52か所、合計で65か所となっております。そのうち、一定の規模、浸水区域内に、家屋、公共用施設が存在する防災重点農業用ため池が、吉井町域で13か所、浮羽町域で18か所、合計31か所となっております。

2点目の、国・県・市の補助事業に対する負担割合についての御質問であります。防災重点農業用ため池の改修事業費負担割合につきましては、国が55%、県が30%、市と地元が15%を負担することとなっております。そのうち、地元の負担割合につきましては、ため池が農業用水としての機能以外に例えば防災としての機能も果たしていることから、令和2年度に見直しを行い、ため池の割合や管理状況に応じて負担率を0.4%から4.2%程度に軽減しております。

3点目の、ため池保全条例の先行事例についての御質問であります。福岡県内におきましては、春日市、宗像市に、ため池保全条例が制定をされております。どちらも、ため池の保全や開発行為の制限等を定める条例となっております。ため池の保全につきましては、令和元年7月に、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定をされております。現在、うきは市内のため池においては、この法律に基づいて管理や整備等を実施しているところでございます。この法律において、「防災重点農業用ため池」で行う行為については一定の制限がかかってまいりますので、ため池保全条例の目的としている内容がおおむね取り入れられていることから、現時点において条例を制定することについては考えておりません。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） うきは市には防災重点のため池はないのか伺う。

朝倉市の山田地区の山の神のため池、堤の一部が崩れた鎌塚のため池は、指定されていなかったから人命が犠牲になる被害が出た。だから、うきはは防災のため池はないのか伺う。それ、ま

ずは。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、防災重点農業用ため池が、吉井町域で13か所、浮羽町域で18か所、合計31か所あります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 改修が必要な場合の対策、優先度は、どのようにして決めるか伺う。

それと、現在までに利用されていないため池の改修は何か所あったか。また、現在施工中の箇所は何か所か。また、今後計画している箇所はあるのか伺う。

利用していないため池の改修及び管理はどのようになっているか。また、今後どのようにしていくつもりか伺う。

現在のような線状降水帯などの豪雨対策として、水田などに利用されなくても調整池として必要だと思うが、どうか伺う。

以上、4点。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

4つ、大きく御質問をいただきましたけれども、まず1点目の、優先度というところでございますけれども、こちらにつきましては、今回のため池、先ほど負担率等をお話しさせていただきましたけれども、受益者の負担等も出てきます。国・県・市の予算等も伴いますので、ちょっと一気にやることはできませんけれども、基本的に予算の範囲内で地域と調整できたところから順番にやっていくところで調整してきております。あともう一点、ため池下に民家等のどれぐらいあるとか、そういったところの部分についても検討の中に入れて調整してきているところでございます。

2点目についてでございますけれども、利用していないところでのため池の管理についてになりますけれども、基本的に利用していない部分についても、市としても、どなたが設置者であるか、所有者であるかというところは、ちょっと把握はしているところでございますけれども、基本的に農業用水で利用していないところについても、そういった設置者、所有者の方の管理になっているところでございます。基本的に141か所の農業用以外のため池については、口頭とか現地を見た限りで、ほとんどのところは実際にはもう土砂が入ったり、畑地か畑、お茶畑になっているとか、雑木等で、もう機能的には果たしていないところが主なところになっておりますけれども、

そういったところについても、地域等も踏まえて管理が適正でないとか声が上がってくれば、それぞれ対応していきたいと思っておりますけれども、基本的には所有者の管理で適正に管理いただいていると認識しているところでございます。

3点目、今の事業の状況になりますけれども、防災重点農業用ため池のうち、現在、市内3か所をため池の改修を実施しているところでございます。1か所、今年度、実施設計に入って、次年度、令和6年度から改修に入るところが1か所で、今年度、計画調査をしているところが1か所になります。全部で5か所、今、計画の中で進めてきているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） ちょっと私、聞きそびれたんですが、ため池の管理者の名義はどのようになっているか伺う。

また、管理者に対する事故防止に向けた啓発を実施するとともに、進入防止を注意喚起する看板や転落防止柵の設置、管理者との協議しながら取り組みたいということだったが、どうなったか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 管理者の名義につきましては、うきは市名義の部分もありますけれども、水利組合とか、そういった方たちの名義の部分も複数ございますので、そういったところの方で管理者を設置して、適正に管理していただいているところでございます。

2点目でございますけれども、管理状況についてでございますけれども、基本的に、設置者、管理者において適正に管理していただいているところで認識しているところでございます。法が整備された後、福岡県のほうでも、ため池管理センターというところが、機関が立ち上げられましたけれども、こういったところが、県内ため池については現地パトロール等も行ってきております。こういった機関については、技術的な支援やアドバイス等を出すこともできますので、そういったところの協議等も市と管理センターのほうでやっていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 東高跡地の活用について。

平成26年6月の議会での答弁では、平成24年に6,664万3,000円で県より購入し、委託費が22万6,800円で、平成25年度には委託費が50万7,575円となっているようです。

そこで、質問。



- 1、現在に至るまでの維持管理費は幾らになっているか伺う。
- 2、東高跡地の現在の状況はどうなっているのか伺う。
- 3、今まで購入希望があったと思うが、購入に至らなかった理由は何か伺う。
- 4、山曾谷川の周辺整備計画について、詳細を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、東高跡地の活用について大きく4つの御質問をいただきました。

1点目の、現在までの維持管理費の累計額についての御質問であります。浮羽東高等学校跡地は、平成24年6月に福岡県から譲渡を受けたものであり、取得後は市の普通財産として維持管理を行っているところでございます。維持管理に係る経費としましては、令和4年度の決算額で約42万8,000円の支出を行っております。内容としましては、警備委託料や草刈り、庭木剪定、消毒の委託料、電話・電気料、仮設トイレのリース料などとなっております。平成24年度から令和4年度までの11年間の維持管理費に係る支出合計額は約527万円となっております。その中には、平成28年度に実施した「アスベスト含有検査業務委託料」、約73万なども含まれているところでございます。

2点目の、現在の状況についての御質問であります。これまで議会の一般質問でも答弁をしてきましたとおり、「浮羽東高等学校跡地につきましては、できれば住宅用地を基本に活用を図っていききたい」と考えてきました。一方で、一部を住宅用地に活用することを条件に令和元年9月にプロポーザル方式で行った事業者選定が不調に終わったことから、住宅用地を基本としつつも、並行して企業誘致など用途を広げた利活用についても取組を進めてきたところでございます。

解決策がなかなか定まらない中、今年10月に入ってからであります。本市を拠点に活動している地域密着型のラグビーチーム「ルリーロ福岡」から、「浮羽東高等学校跡地をルリーロ福岡のホームグラウンドとして活用させてもらえないか」との要望を受けているところでございます。

3点目の、今まで売却に至らなかった理由についての御質問であります。これまでも議員の皆様から、建物の解体費の問題や発掘調査に係る費用と期間の問題について御指摘を受けてきたところでございます。確かに購入する事業者にとってはリスクになり得るところではありますが、その分、安価な価格設定としていることなどは一定の理解を得られてきたのではないかと、このように考えております。

そのような要因に加えまして、宅地分譲であれば規模が大きくなることから、その分、売れ残りのリスクが高まり、事業者が慎重にならざるを得ないことも影響しているものと考えられます。

また、企業誘致にしても、工業団地とは異なり、周囲を住宅が囲んでいるような環境にあっては、いろいろと制約があったことも影響しているのではないかと考えているところでございます。

4点目の、山曾谷川周辺整備計画についての御質問であります。福岡県が管理する山曾谷川の河川改修につきまして、本年度、福岡県で事業採択がなされ、河道改修1.4キロメートル、調節池1か所を整備する計画となっております。現在、福岡県によって周辺住民の皆様への説明や、調節池に関する予備設計、用地協議が進められております。今後は、用地取得及び詳細設計の完了後に工事に着手する予定となっております。河道改修に関しましては、浮羽東高等学校跡地に係る部分の改修範囲について、先行して測量を実施していただいているところでございます。また、JAにじ営農部の西側を流れる、市が管理する安免川につきましては、今年度、合流部分の拡張工事や護岸の改修等を行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 平成24年に県より購入し、平成26年議会での答弁では、市としては、産業の振興、生涯学習の推進、企業誘致、保健福祉の充実などのために活用していきたいということでした。その後10年が経過した中でも、市としてもいろいろな努力されてきたと思いますが、現在もなお、はっきりとした結論が出ていないようです。

そのような中で、せんだってからの全員協議会の中で、県の東高跡地の近くに山曾谷川の調節池を計画されていることを知り、その計画を東高跡地に変更することはできないかと考えるが、どうか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） そういう考えは持ち合わせておりません。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 久留米市では、排水ができない雨水が市街地にたまる内水氾濫に対応するため、市内の貯留機能を大幅に充実している。例えば久留米大学と連携して、大学のグラウンドを活用した貯留施設を2年がかりで整備した。貯留容量は25メートルプール50杯分の2万1,800トン、市内の貯留機能は2年前の2.6倍となっている。今の気候では、どこで大雨が降るか分からないので、至るところに貯留施設を造り、水を一旦ため、時間差で筑後川に流す。広域では情報交換をし、バランスを取りながら筑後川に流すと先日の久留米市でのシンポジウムで原口市長が言っておられました。

そこで、県の計画が変更できない場合は、東高の近辺に大谷川があり、今年の7月にも氾濫を起こし、国道210号沿いに多大な被害が出ております。これから先も、今までなかったような大雨が線状降水帯による豪雨などが予想されますので、大谷川の貯水池として東高跡地に造ることを県に要望したらどうかと伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、久留米市が、流域治水の観点から地下の貯留池、これ、莫大な予算がかかるんですが、そういう取組とか、あるいは学校施設のグラウンドを災害時に雨水をためるような、そういうことをいろいろ考えられていることは十二分に承知をしているところであります。

今、私どもとしては、この恵まれた環境というか、浮羽東高等学校跡地については、国道にも近くて恵まれた環境でもありますので、もっともっと有効な活用の仕方があるのではないかとということで今までいろんな対応をしてまいりました。10年以上になるんですが、まだこういう結果が出てないのは本当に申し訳なく思っているんですが、それでも過去、以前答弁もさせていただきましたように、企業誘致の話もありました。結果的に、やっぱり面積が少し少ないということで断念された経緯もありますし、あと、そのほか、いわゆる外国人留学生の教育施設の話もありましたが、やっぱり先方の事情により、その話も、今、途切れているところであります。そのほか、医療機関、医療機関に接した看護学校の誘致の話もありましたが、これもまた先方の事情で、この計画も立ち消えになった話もあります。あと、変わったところでは、クラシックカーの展示場、我が国には名古屋にあるぐらいで、ほとんどないんですが、そこに大規模な、今の校舎を活用してクラシックカーの展示場とか、そういう話もあったんですが、それも先方の計画変更でちょっと断念されて実施に至らなかったということでもあります。

そういうお声が掛かるぐらい立地条件については恵まれた環境ですので、私どもとしてはしっかりした、先ほどルリー口福岡の話もさせていただきましたが、やっぱりうきは市全体に大きく市民の皆さんも御理解いただけるような活用方策について定めていきたいなど、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 先ほど答弁がありましたように、10月にラグビーチーム「ルリー口福岡」から、東高跡地をルリー口福岡のホームグラウンドとして活用したいとの要望が出されたことでした。私個人としては、地域密着型のチームでありますし、市民を挙げて応援したいと日頃から思っておりますが、市の都合もいろいろあるかと思っておりますので、もう少し詳しく説明していただき、善処をお願いしたいと思っておりますが、市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 先日、議会全員協議会の後に御説明を申し上げたところですが、議員の皆様からいろいろな意見をいただきました。

今後、跡地の全体構想であったり、資金調達計画、スケジュール等について、改めてルリーロ福岡と協議をさせていただいて、また議会に対しても報告をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 11月16日掲載の西日本新聞によると、7月10日の記録的な大雨で氾濫した巨瀬川について、国土交通省は、本流の増水で行き場を失った支流の水があふれ、バックウォーターの現象が発生したと発表した。巨瀬川流域での浸水被害が拡大した一因と見て、今後、備え、水量増に対応できる河川整備を急ぐとある。来年の梅雨までに、筑後川、巨瀬川で計約10万4,000立方メートルの掘削を着手するほか、巨瀬川の川幅を広げる築堤や流木の滞留を防ぐための橋の改築なども5年計画で進めていくとあった。この計画が巨瀬川流域の安全につながればと期待するところであり、その結果次第では山曾谷川の調整池の計画も変わってくるのではと思われるが、市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回の7月10日の豪雨災害におきましては、特に巨瀬川流域におびただしい大雨が、記録的な大雨が降ったというのが大きな原因であります。総合福祉センターの時間雨量計が105ミリということで、その時間帯、竹野地区は91.5ミリということで、はるかに上流であるうきはのほうが雨が降ったということでもあります。その影響もあって、巨瀬川が越水氾濫して、おびただしい家屋浸水、あるいは商店とか事業者の方にも浸水被害が起きたわけであります。それに加えて、耳納北麓にはたくさんの中小河川が流れてます。今、指摘があった山曾谷川もそうですし、大谷川もそうです。あるいは、千代久谷川であったり、延寿寺川、さらには樋ノ口川、幾つも中小河川が流れているんですが、その河川が全て巨瀬川に流れ注ぐようになっておりますので、巨瀬川が越水した以上、いわゆるバックウォーター現象、内水氾濫というのが起きて、こういう家屋、建物浸水、おびただしい建物浸水被害というふうになったところでもあります。

それを受けまして、今、国のほう、具体には国土交通省が中心となって、福岡県、あるいは、うきは市、久留米市と連携しながら筑後川流域の治水対策プロジェクトを今、進めていただいております。それから、国の機関の内閣官房国土強靱化推進室という部署があるんですが、そこもしっかりうきは市と連携をして、国土強靱化地域計画の内容充実についてしっかり支援をするというような話もありますので、多くの皆さんのお力添えをいただきながら、今回の大雨を教訓として、この巨瀬川の河川整備はもとより、周辺整備の流域治水対策についてしっかり取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 11番、佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） ルリー口福岡の件はまだ質問したいと思いますが、後、同僚の議員が質問するようになっておりますので、この辺りで。

最後に、来年の6月には市長選挙も控えており、市長も東高跡地の問題は自分に課せられた大きな課題としていると、平成26年9月の議会の当時、言っておられたので、ぜひそれまでに決着をつけていただきたいと思います。

終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、11番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。午後1時45分より再開します。

午後0時21分休憩

午後1時44分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、10番、中野義信議員の発言を許可します。10番、中野義信議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野義信です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、うきは市の上水道事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年の9月なり12月にも同じようなことで質問をさせていただいておりますけれども、その後なかなか上水道事業については進んでないというふうに思いましたものですから、ダブるといって、昨年と同じようになるかというふうに思いますけれども、質問をさせていただきます。

まず第1点が、昨年9月と12月の一般質問の中で、令和7年度頃に基本計画策定の前段階として、目安となる水道料金をはじめ、一般会計からの繰入金、加入者負担金などの項目を含めた収支計画をお示しすることが重要であると考えていると答弁されておりました。今後の対応を検討するために収支計画書はできておるのかということが第1点ですけれども。

これまでに――第2点ですね、地下水調査をした結果は――地下水調査は平成28年から30年だったですかね、3年間、地下にたまっている水量は豊富であるという結果が出ている。人口減少の中で独立採算を目指すべき上水道事業は必要か。うきは市の水はおいしいと評判である。これを生かす方法――要するに活用する方法ですね、を考えたかどうかということで質問をいたしたいと思いますので、回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） うきは市の上水道事業について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の、基本計画策定の前段階としての収支計画作成についての御質問であります。昨年12月の一般質問の中で、上水道事業に向けたスケジュールについて、令和7年度頃の基本計画策定の前段階として、目安となる水道料金をはじめ、施設の整備に関する国庫補助金等の項目を含めた収支計画をお示しすることが重要と考えていると、このようにお答えをしております。それを踏まえまして、今年度、収支計画の見直しの作業を進めているところでございます。引き続き、年度内の完成に向けて取り組んでまいります。

2点目の、上水道事業の必要性や、うきは市の地下水を生かす方法についての御質問であります。御指摘のとおり、水道事業の経営は独立採算性が取られており、水道料金を主たる財源として経営するものとされております。特に今後、人口減少が避けられない中、加入者が少なれば経営に大きなリスクを抱えることとなりますので、上水道に加入される方の割合を一定確保しながら事業を進めることが重要であると改めて認識をしているところでございます。

また、うきは市の地下水を生かす方法につきましては、地方創生事業の農的水循環環境調査においても、全般的には市内の水質のよさ、水量の豊富さを確認できたものと評価をしております。何より、うきはの宝は風光明媚な自然環境であります。良質な豊富な地下水「うきはの恵水」も、その1つであります。「うきはテロワール」という理念を掲げながらブランドづくりに取り組んでいるところであり、うきは市の地下水を生かす方法につきましても、関係所管を初め、市民の皆様や市内外の事業者の皆様などと様々な機会の中で意見交換などを通じまして検討を深めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 昨年の9月の中での質問の内容と大体似ておりますけれども、上水道の企画の関係で、今度、アンケートを取ったり説明会をしたらどうですかというようなことを前回申し上げておいたと思いますけれども、上水道の基本計画は大体令和7年度、それから、県南水道広域企業団への加入は10年度、工事着工は11年度と言われておりましたが、それを踏まえて市民の理解と加入について確認はどのようにするのかということで、やっぱり市民のアンケートなり、そういったものを取らんと、市民の意向というのはなかなか伝わらんのではないかなということで申し上げておりましたけれども、アンケートとかも取っておりませんし、何か市民の意見を聞きながら、これは大変大きな問題ですから、そういったことが非常に大事じゃないかなというようなことを申しておりました。ところが、まだそういったことは出してない、数的に。数的に出さないと説明会やらというのはなかなかぴんとこないし、市民の方も全く分からんのではないかなというふうに思いますので、そういった市民への伝達といいますか、質問ですね、そういったところを踏まえて、やっぱり進めていくとすれば、そうしなきゃならんのではないかなというふうにつくづく思うわけですが、今やっておくことは、例えば前回そう

いった会社にそういった資料を出していただくとか何かそういうようなことを申し上げておりましたけれども、それは何もなされてないということですかね。そういうふうなことを何か会社のほうなりに出しておれば、その結果も知らせていただきたいなというふうに思いますので、そこら辺のところはどんなだろうかというふうに思いますが。委託とか、そういったことはされていないわけですかね。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年以降の取組の詳細については、水環境課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願いいたします。

今現在の進捗についてのお尋ねでございます。

中野議員からの昨年9月議会、また12月議会での上水道事業の御質問等を踏まえまして、令和5年度、本年度予算に、水道事業に係る、いわゆる当初のインシヤルコスト、それから維持管理を含めたこの積算の見直しと、それに基づいたところで一定の料金の試算を行っていかうということで、事業者のほうにも委託の上、現在、取り組んでおります。先ほど市長がお答えいたしましたように、本年度の完成に向けて現在取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） ということは、我々も聞いてないですけども、進んでないというふうにちょっと思うわけですね。そいき、例えば、そういったことで、もう出しておるちゅうなら、その話を聞かにかいかなですけれども、今のところはなかったというようなことですね。

それで、当時、やっぱり市長としては50%なからないかんと、加入者がですね、そういった話をされておったですね。ですから、そういったものを踏まえて、やっぱり採算なりを出していかんと、なかなか市民のほうも分からんんじゃないかと。それで、これは非常に重大な問題ですからね、やっぱりそういったことを踏まえながら市民に分かりやすく説明をして、必要性があるとなれば、そういうふうに話をしていかにかいかなというふうに思うところでございますけれども、もう今のところは具体的にはなされてないということでもいいわけですね。

ですから、例えば2点目のところも一緒に（2）も申し上げたいと思いますけれども、やっぱり当初、水道事業を計画するとき——小石原川ダムですね、に加入するとき、うきは市としては、5,740トンじゃったですかね、が必要だというような話をして申込みをされておるというふうに思いますが、そういったことで、なかなかうきは市だけでいかんところもありますけれども、やっぱりそういったことをよく話をし、さらには、もう小石原川ダムも動いておるわ

けですから、そいき、加入はしてないですけども、まだまだそれに伝わった——伝わったと  
いますか、関係した、やっぱり市としては、今のところは年に2,000万円ほどの金額を払  
っておるといふようなことで、つながなくても、そういうふうにはいかにかんといふよ  
うなこともちょっとあるといふふうにも聞いておりますけれども、その5,740トンの責任  
とか、うきは市としては、年に2,000万円じゃったですかね、間違ったら言っていたきた  
いといふふうに思いますけども、そういうことも考えながら、何か新しい方法なりを進めていか  
にかんのかないかなと。

例えば2番目にもありますように、その水を生かす方法もやっぱり考えていかにかんのかない  
かなといふふうに思うところですので、例えば、よそに水を売るといふようなこともなかなか  
できないといふふうに思いますけれども、何かうきは市で生かす方法を考えると、そういった  
ことも必要じゃないかなといふふうにちょっと思いますので、何かそこら辺のところを考  
えておるのかどうか、そういったことをちょっとお尋ねしたいなといふふうに思うところ  
ですけども、何かありましたら、お願いをしたいなと。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと誤解があつてはいけませんので、きちっと申し上げたいと思  
いますが、昨年何もしないわけじゃなくて、先ほど水環境課長も答弁したように、今年度予  
算で議会のほうも認めていただいて、収支計算、今、外部委託して、今、調査を進めてい  
るところであります。それと並行しまして、市民の皆さんへの分かりやすい説明書、パンフレ  
ットの作成も、今、同時に並行して進めさせていただいております。こういうのができま  
すと、集中的に市民の皆さんに御理解をいただくべく説明もまた加速化していきたいと、  
このように考えているところでございます。

それから、この地下水をもっと生かしたらどうかという話は、先ほども答弁させていただ  
きましたけれども、やはり、うきは市の貴重な地域資源の1つだと、このように認識をして  
おりますので、また様々な機会を捉えて市民の皆さんとか、いろんな皆さんの御意見も  
いただきながら、その対応についても考えていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） やられておるといふことでございますけれども、やっぱり  
一般の人ですね、市民辺りにはまだ伝わって何もない、ないといふふうに思いますので、  
やっぱりそこら辺のところの意見を聞くのが非常に私、大事だといふふうに思います  
ので、全く、私のほうから見れば、それは、予算の中であつて、パンフレットは作り  
よるといふことは分らないですけども、やっぱり市民に、もうちょっと分かりやす  
くしていかと、なかなか私は加入が少ないんじゃないかなと。そうしますと大変な  
ですね、うきは市としての負担になるというよ



うに思いますので、10年ですかね、広域水道企業団に一応めどとしてはかかると。そのためには7年度に基本計画。その中で、やっぱりその前に、ぴしっと市民に打たせておいておかないと、やっぱり一番大事なのは市民が加入するか加入せんかだというふうに思いますので、どうも私のほうから見ますと、そういったことをあんまり伝えてないもんですから、もう今の状況では、加入は非常に私は少ないというふうに見ております。それは、実際的には分かりませんが、50%の加入という大変なことですから、そこら辺のところを、もう少しスピードを上げてやっぱりお伝えなりをしていかんといかんのじゃないかなというふうにと思いますが、そこら辺を、再度お願いを申し上げたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道は大きな財政負担を伴います大きな事業です。市民の皆さんの理解なしにこの事業は進められないと、このように思っております。

先ほど議員のほうから上水道の必要性の話もございましたが、改めて、これまでも申し上げてきたところでありますけれども、今では多くの家庭で地下水で何不自由なく生活をされておりますが、将来の地下水の枯渇や水質汚染に対する懸念もございます。市民の皆様の命に直結する安全・安心な水を将来にわたり確保するとともに、地域や産業を支える社会基盤の充実を図るために、この上水道事業の必要性については市民の皆さんに理解が広がるよう、しっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 市民から見れば、やっぱり月にどのくらい払わにゃんか、やっぱりそこら辺のところが一番聞きたいとやないかなと。それが出てこんとに、それは加入してくださいよち言うても、なかなかそういったことはできんのじゃないかなというふうにちょっと思いますので、もう少し、先ほども言いましたように、何かコンサル業者辺りにも出しながら、やっぱりある程度まとめていかんのじゃないかなというふうに思いますし。

当初からの計画の中では、費用が、結局、設備費用とか、いろいろが出ておりました。それは前回は申し上げておると思いますが、283億円と。今はとてもそういった金額では、何でも物価が上がっておりますから、できないというふうに思いますので、やっぱりきちとしたことで説明をしていかんと、この水道事業につきましては、なかなか難しいと。しかも加入がないということであれば、市の財政負担が非常に大きいと。そいき、むしろそういうことよりも、もう、うきはの水がおいしいと。だから、やっぱりそれで今度は、うきはの水を売っていくようなほうがいいんじゃないかなと私は思うわけですよ。ですから、そういうふうなことで今後についても話を進めていきたいというようなことで、もう、この水道事業だけで話ししてたら時間はなくなりますので、少しピッチを上げて説明を早くして、市民の意向を問うようにお願いをしたいなと

いうふうに思います。

それでは、次に移らせていただきます。

2番目に、藤波ダム公園の管理と利用についてということで上げておりましたが、これは、平成30年の11月に、御幸・妹川地区の自治協議会から連名でパークゴルフ場の建設についてという請願書が出されておりました。これにつきましては、私のほうでも、翌年ですか、に一応質問をさせていただきました。後はどうなつものかというようなことですね。一般質問の中では、これは11月——30年の11月に請願書を出しておりますけれども、議会では総務産業常任委員会で30年の12月に付託をされておいて、31年の3月に全会一致で可決をしております。これは特に朝倉市の関係も、土砂置場になったりとか、いろいろなことも書いておりますけれども、やっぱり補助金の関係とかもありますので、議会としては既に設置されておる筑後川温泉のパークゴルフ場と同等の支援が望ましいという認識から、全会一致でパークゴルフ場の建設については賛成ということになっておりますので、あとは市のほうでどうするかということになるというふうに思います。

あと、現在は、藤波ダム公園につきましては、せんだってからの——10月ですか、豪雨災害による災害ごみと申しますか、それを置かれておりましたが、その後に、あそこも一応片づいて、この前から、あそここのところを、現地を、ある人から言われたです、あそこは、えらい工事がありよるがと。あれは、どういうふうになつちよるのというふうに聞かれましたものですから、私も後の工事の関係は知らなかったものですから、見に行きました。そしたら、災害ごみが一応なくなっておりますけれども、やっぱりある程度、土の入れ替えをしておるといふふうで、見に行きましたら、市民生活課のほうですか、のほうの看板が立っておったものですから、したら、災害ごみのあとに、あそこ、いろいろごみが散らかちゅうと言ったらいかんですけれども、そこ、泥を入れ替えよりもというようなことの話があっておりました。それと、入り口のほうですかね、あちらのほうで、何と申しますか、泥をずっと埋め立てておりますので、手前のほうが駐車場が結局、今のところないような感じで埋立てをしておりますので、そのことについても聞かれました。で、そこについても、ごみ——泥をどういふふうにするのか。やっぱり心配されておったのは、やっぱりそういう盛り土というか、盛り土、盛り土については、やっぱり後、流れるような可能性があるから、そこら辺については十分に注意しとってというようなことを言われております。一応、少し何か広げるといふような話も聞いておりましたけれども、そこら辺のところをどういふふう公園のところを考慮しておるか、そこら辺のを1つ、答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、藤波ダム公園の管理と利用について、通告では、御幸・妹川

地区自治協議会から出されていた「パークゴルフ場建設の請願書」について御質問をいただいております。

議員御指摘のとおり、藤波ダム公園の利活用につきましては、御幸地区自治協議会と妹川地区自治協議会の連名によるパークゴルフ場建設に関する請願が市議会に提出され、市にも同様の要望書が出されております。議員をはじめ、これまで数名の議員の方からも市立公園の活用の中で一般質問等をいただいているところでございます。

市立公園整備につきましては、子育て世代を中心とした職員11名からなる「子育て世代職員による公園整備検討部会」の提言や市民アンケートなども踏まえて、子育て世代を中心に安心して利用できるような公園となるよう検討を進めているところでございます。

藤波ダム公園につきましては、昨年から地元の御幸地区自治協議会とパークゴルフを含めた公園全体の利活用と管理について継続した協議を行っているところでございます。今後、利活用等についての方向性がお示しできる段階で全員協議会等で議員の皆さんにも御報告をさせていただきたいと、このように考えております。

なお、今年度、吉井百年公園につきましては、9月議会で指定管理者の承認をいただきましたので、子育て世代を中心に全世代の皆さんが安全で安心して利用できる公園となるよう、今、整備を進めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 今、吉井の百年公園につきましては、今、話がちょっと出てましたように、私も数日前に見させていただきました。木とか、それぞれ伐採とか、そういうふうにして着実に工事が進んでおるとかなというふうに思うところでございます。

その藤波ダム公園につきましては、先ほど言いますように、御幸と妹川地区の自治協議会から出されておりましたものですから、そのことにつきましては、自治協議会のほうで非常に、どういうふうにしていくのかというような構想は私どもも御幸の議員として見せていただいておりますけれども、なかなかそれが進んでないようですから、もうちょっとそこら辺のところをですね。今ちょうど自治協議会のほうも、ちょっと役員が替わられたというようなこともあって、なかなか進んでないというようなこともありますけれども、いずれにいたしましても、非常に場所のいいところで、やっぱりいろんな子育て世代の方が遊んでいただけるように、何かそういうふうなことでぜひとも検討をいただきたいなというようなことですから、それにつきましては、やっぱり御幸の自治協議会としっかり話し合っ、今後どういうふうに進めていくのか。かなりの面積がありますから、そこら辺のところについては特にお願いを申し上げたいというふうに思いますが、何か市長のほうからありましたら、またお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘も踏まえまして、先ほど答弁させていただいていますように、今、御幸地区自治協議会とパークゴルフを含めた様々な形で公園全体の利活用と管理について継続して協議をしているところがございますので、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 次に、3点目についてお尋ねしたいと思います。小坂・流川地区ですか、西ノ城公園の話が以前あっておりました。耳納山麓の小坂・流川地区に古墳の跡が見つかったということで話題になって、新聞等にも掲載された記事を私も見ておりました。市として、そこの対応——古墳の対応ですね、をまずお尋ねしたいと。

2番目に、今後、7月の集中豪雨で古墳の周辺住民が不安を抱いているということで、それをどのように市長として理解をされておられるのか、お尋ねをしたいなというふうに思うところがございますので、特に先ほどから11番議員のほうから、災害、豪雨のことについても話が先ほどあっておりましたけれども、やっぱり小坂・流川地区といえますか、耳納山麓一帯については、今回、大変な災害になっておりますので、そういったことを踏まえながら、市としての考え方なりをお願い申し上げたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、西ノ城古墳について大きく2点の御質問をいただきました。

教育行政に関する御質問ですので、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目は、今後の市としての対応についての御質問です。

西ノ城古墳につきましては、令和2年度から発掘調査を実施しており、古墳の規模、形状として双方中円状を呈していることが判明し、貴重な埋蔵文化財として現在も重要遺跡範囲内容調査を実施しているところがございます。今年の2月25日、26日の2日間で現地報告会を実施し、これまでの調査内容について報告を行い、市内外より延べ360名の参加がありました。

今年度の調査状況といたしましては、墳頂部の地中レーダー調査及び重要遺跡範囲内容調査を継続して実施し、調査結果の取りまとめを行っているところです。

今後の方向といたしましては、大学教授等の有識者で構成しております西ノ城古墳発掘調査現地指導委員会の御意見をいただき、調査結果に基づく調査報告書を作成することがまず第一歩と考えております。西ノ城古墳を今後、積極的に観光活用していくべきという御意見もございますが、まずは、しっかりと調査成果をまとめ、保存環境を担保した上での活用が求められております。委員会及び県・市の関係部局等とも協議し、土地所有者や地域住民の御意見もいただきながら、今後の西ノ城古墳の保存活用に関する構想を検討していきたいと考えております。

続きまして、2点目は、7月の豪雨で下流域の住民が不安を抱いているとの御質問についてですが、7月の豪雨災害では、西ノ城古墳が位置します小坂・流川地区の山麓部周辺でも農地災害及び家屋の浸水の被害がっております。幸い西ノ城古墳には被害はありませんでしたが、記録的な大雨が発生し、市内全域に大きな被害をもたらしました。

西ノ城古墳の発掘調査に係る災害対策についての御説明をしますと、発掘調査においては、必要な部分を掘削しながら調査を行っておりますが、箇所ごとで調査が完了しましたら、速やかに掘削部分の埋め戻しを行っております。さらに、掘削部分につきましては、土のう等でしっかりと固めますとともにシートで覆うなど土砂等が流出しないよう対策を講じて調査を行っております。最終的には、必要に応じて掘削した箇所へ植生シートなど敷設し、地盤の強化を図ります。今後も地域の方々が不安にならないよう災害対策を十分に講じた上で発掘調査を行いますとともに、地域の方々に対しまして説明してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 私は、古墳のほうもですけれども、一番には、この災害に対しまして、やっぱり下の方、下流の方が非常に心配されておるといようなことで市長のほうに考え方を求めたと。どちらかというとなら災害の関係が、いろいろ話を聞きますと、皆さん方も聞かれておるといふふうに思いますけれども、あそこ、下から見まして、一時は何かブルーシートが張ってあったようにちょっと思われますけれども、今は、その敷地内、跡地、古墳の跡地、そこが部分的にブルーシートがあったり、土のうですか、があったり、一部されておるといふので、やっぱり下のほうの方から見れば、あそこはどちらかというとなら平地の古墳のところのほうに何か突き出たようにも見えます。ですから、非常に危険性があるんじゃないかなといういふことでございますから、下から見るとやっぱり——下を見ると非常に恐ろしいいふ急斜面であるといういふことでございます。

発掘した東側ですね、あとはそのままになっておりますし、大雨のときには非常に心配をされておるといふでございますが、やっぱりそこら辺の調査とか、そういったときには、地元民には何か最初に話をされたんですか。そこら辺のところは、近くの人に聞いたら、私どもは何も聞いてないといういふことで、やっぱり大雨が降った場合、そういった場合については、下のほうの家が数軒ありますけれども、やっぱり、何と申しますか、床下浸水もなったといういふことで、いろいろ上のほうで扱ってもらおうと我々は心配でおられんといういふことでも言われておりましたので、そういったところで、なら一応、最初に、こういったことで一応地区の方には説明をされたかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 西ノ城古墳につきましては、もう議員も御承知かと思いますが、円形墳

の両端に方形墳がついた双方中円墳であります。この双方中円古墳というのは全国に数例しか確認をされておらず、九州では初めて、そして最古級のものであります。本当に私自身、西ノ城古墳は貴重な発見であり、古代国家の形成過程を考える上で今後の調査が大変重要になるものと思っております。

この調査に当たっては、以前から今後も防災対応については十二分な対応をしていきたいと思っています。これは、先ほど教育長のほうから答弁をしたとおりであります。基本的に、この古墳の発掘調査でもし大きな樹木があって、根こそぎ抜根すると相当地盤が弱くなるというようなこともあります。そういうのは一切ございませんので、最善の注意で今後も調査を進めていきたいと、このように思っているところであります。

それから、地元への説明については、生涯学習課長のほうから説明をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 稔君） 生涯学習課の山崎でございます。

まずもって最初に、このここを発掘したのが、あそこが山城かということであったもので、最初、こんなに大きく発掘するとは思っておりませんでしたので、地元への説明等は特にしておりませんでした。

今回もう地元の方から、見上げて、ちょっと怖いというような御意見を多数お伺いしておりますので、しっかりと地元のほうには説明してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 上のほう、上のほうというか、古墳跡のところについてはちょっと平地になっておりますけども、以前は樹木があったというふうにも近くの人から聞いておりますけど、今はちょっとはげ山んごとになっとらしてですね。やっぱり後のことを考えると、いつ今のように、線状降水帯ですか、雨が降ると、そういったことで下のほうは床下浸水やらになるというようなことがありますので、やっぱりちょっと極端なら、もうやめてほしいというようなことも言われました。

その大雨のときに、あそこの、何といいますか、浮羽草野久留米線か、山辺線ですね、あそこら辺はやっぱり水路ちゅうか、あれが狭いものですから、沢になっておるとこやらもあって、ですから、県道を越してから、作業小屋とか、そういったことにも入ったというような話も聞きました。

それから、周辺の方につきましては、もう恐ろしいということで、息子夫婦は、あれから後に、もうここにはなかなかおられんばいというようなことで、千足のほうに今現在、家を建てておるといような話も聞きました。そこら辺のところは、後の関係、例えば雨の今度は7月の雨の降った後、そういった辺りは、教育長か市長かは分かりませんが、やっぱり見に行ったというよ

うなことはありますか。お答え願いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） まず、大雨があった場合とかはもう、すぐ翌日には現場のほうは確認しております。7月の今回の豪雨についても特段大きな被害——特段じゃなく、崩れたようなところはございませんでしたので、直接、下流域に影響が出たというふうにはあんまり思っ  
てはおりませんけれども、やはり今後、やっぱり発掘すると地盤が弱くなるというのは皆さん  
思われることですので、そこはしっかりと保全をしていきたいと思います。保全の方法につきま  
しては、地元のほうにもしっかりとしていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 床下浸水もされたところもありますから、そこら辺のところもち  
ゃんと見ておりますか。1軒じゃないですよ。ですから、やっぱりそこら辺のところを踏まえて、  
やっぱり家の横にどンドン流れたというようなこともありますから、雨が降ったらもう私らは恐  
ろしいて寝られんと。いろいろ上を扱ってもらうとね。そういうような話も聞いております。

今回は、特に流川、それから福富辺りもそうですけれども、今回はやっぱり耳納山麓、麓はか  
なり雨が降っておりますものですから、どうしても、先ほども前の議員のところにも話が出てお  
りましたけれども、やっぱり山肌が見えるとか、ちょっと大分あるですね。そういうふうになり  
やせんかと、そういうようなことも聞いておりますし、今、出ております、すぐ下の柿園につい  
ても、私も災害の後は見に行ったわけですけども、やっぱり樹園地の園内道路ですか、が崩れ  
ておったというようなことで、今はもう復活、復興しておるようですけども、やっぱりそうい  
うふうなことを言われるわけですよ。ですから、やっぱりそこら辺までいろいろ近所の方の話な  
りをよく聞いて、むしろそういったことについては、やっぱり対応して。ただ、非常に珍しい古  
墳だというようなことで今後を考えておるといようなことですけども、やっぱり下のそうい  
った方々のこともやっぱり十二分に考えていかないといかんのではないかなと。

それで、先ほど言いましたように、もう息子たちは近くに家を建てちよるといようなことで、  
やっぱり小坂・流川含めて福富辺りも、かなりそういったところが見受けられるようですね。山  
肌が削られておるところがですね。やっぱりそういうふうな、特に危険なところがあるようす  
から、そこんにきは、やっぱりもう少し地元の関係も聞いていかんといかんのじゃないかな。た  
だ、珍しいからって、九州で初めてだからということだけでは、それが優先的にするのかと。下  
の住んでおる方たちのことは考えんのかと、極端になら、そういうふうになってくるというふう  
に思いますので、そこら辺の考えなりを市長なり、お願いをしたいなというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘のとおり、今回の水害では、流川の集落の水路におびただしい土砂が堆積をしました。私も何度も現地には足を運びました。そして、御案内かもしれませんが、ルリー口福岡の皆さんが懸命に土砂を撤去していただいたということも十二分に承知をしているところであります。

今、議員御指摘の西ノ城古墳の下流域の小坂の皆さんの御心配、議員からの御指摘もありますので、先ほど生涯学習課長も答弁をしておりますが、しっかり地元対応もするように私からもちよっと指示をしておきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 皆さん方は、そういうふう珍しい古墳だからということを中心に考えておるようではすけれども、やっぱり下におる人については、大変不安だというふうに思いますよ。雨が降るたびに、これはどげんなるじゃろうかというふうに心配をされて寝られんというようなことも言われておりましたから、そこら辺につきましては、もうちょっとじっくりやっぱり考えていかにやいかんのじゃないかなというふうに思うわけでございますが。

特に要望があっておりましたのは、もう元のとおり木を植えてくださいと、元のとおりです、そういうふうなことも言われておりましたから、そういったところも踏まえて対応についてはやっぱり考えていかにやいかんのじゃないかなというふうに思います。特に今回は竹野地区の話も先ほど出ておりましたが、やっぱりあそこでは亡くなられた方が1人おったと。それで、あとまだ災害復旧・復興を今されておるといようなことですので、やっぱりそこら辺も十分踏まえてやっていかんと、市としては、それは、そういった古墳も、それは大事かもしれませんが、やっぱりそこに住む人の安全・安心のほうは私は大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺を十分踏まえて地元民と話をするとか、そんならどういふふうにするとか。

そういうで、先ほども言ったように、もう息子たちは千足のほうに家を建てちよるといようなこともやっぱり言われております。ですから、そこら辺をやっぱり、うきは市に、市内に住んでいただいておりますからまあ人口の関係はいいわけですが、やっぱりそれでなくても今は、うきは市外に——田主丸とか久留米とかに行くようなことになっておりますから、少しでも人口が減らないように対応をきちっとやっていただくといようなことで考えていただきたいなというふうに思いますので。

市長としては、私はそういうふうに言いますように、やっぱりその地元の関係を十分に踏まえて対応はやっていただきたい。地元からの要望としては、そういうふうな話もあっておりますから、十分に聞きながら対応を、お願いをしたいなということで、この問題につきましては、ここで終わらせていただきますけれども、あとにつきましては、十分、内部でも地域の方とでも協



議しながらやってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後になりますか、男女共同参画による社会づくりについてということで説明をさせていただきたいと思います。お手元に資料が配られておるんじゃないかなというふうに思いますので。傍聴者の方にも行っちゃるとじゃないかなというふうに思いますので、見ていただきたいと思います。

実は、私が平成26年に議員に出させていただきましたので、特に男女共同参画については今まで一般質問をさせていただいたということでございますが、(1)に、うきは市には、地方自治法第202条の3に基づく審議会、協議会等の35の附属機関があると。女性登用率の令和7年度の目標は40.6%達成についてということで、取組をお尋ねしたいと思います。

○議長(江藤 芳光君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま、男女共同参画による社会づくりについて、35の附属機関における女性登用率の目標を達成するための取組について御質問をいただきました。

福岡県内の市町村の審議会等における女性委員の登用状況につきましては、令和4年4月1日現在で、福岡県平均が34.3%に対しまして、うきは市が39.6%、県内順位は60市町村中8位となっております。これまでの推移では、平成31年4月1日現在は35.4%で14位、令和2年4月1日現在は36.2%で10位、そして令和3年4月1日現在では38.6%で10位と、女性登用率及び順位は向上をし、取組が進んでいる状況にあります。直近の現状といたしましては、令和5年4月1日現在で40.2%と、前年度よりさらに女性登用率は改善が見られております。今後も、引き続き、管理職会議や庁内の男女共同参画推進委員会において、女性委員の登用促進について定期的に報告や議論を行うなどして令和7年度の目標値であります40.6%を達成するため取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長(江藤 芳光君) 10番、中野議員。

○議員(10番 中野 義信君) 今、説明がありましたけれども、お手元に資料がありますように——最初の資料ですね、審議会・委員会等の委員における女性の参画についてということで、私の名前で資料ということで出しておりますが、令和5年の4月1日現在での資料を出しております。名称とか各所管、それから委員数、それから前回と今回というようなことで出させていただいておりますが、裏のほうに合計欄のところに出ておりますように、今言いましたように、202条の3につきましては、35の審議会とか協議会があると。委員数は428名。うち、女性委員が172名、40.2%ということになっております。それから、180条の5については、合計で6委員会がありますけれども、委員数は33名、それから女性の関係は9名、27.3%ということになっておりますし、今申しましたように、さらに下のほうに26年から

の数字を出しております。これは、ずっと毎年の分があるわけですが、長くなりますから、一応、2年ごとに一応出ささせていただいております。そういったことで、年々登用率については、その担当職員の皆さん方がしっかり説得を——説得というか説明をされておって、順調に今までは伸びてきておるようでございます。

そういったことですから、私も、これ、あんまり説明はしたことがなかったわけでございますけれども、やっぱり一つ一つを見てみますと、先ほどのところのちょっと参画について、私の資料の下に書いておりますように、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクというふうにあります。これは、それぞれの委員会の実数が出ております。特に一番右のほうには任期ですね、6年の3月31日ですか、ちょっと小さい字で申し訳ないと思いますけれども、今度の3月までの任期の分が出ておりますので、なかなか途中では替えられんわけですね。ですから、そこを見ていただきますと、やっぱりまだまだ委員の中での占める割合が、Cというのが幾つかございますので、そこら辺を見ていただいてもいいと思いますけれども、例えば一番上の防災会議につきましては、35名の中で——委員数ですね、うち女性委員が8名と。これは22.9%というふうになっております。

そういったことで、それを見てみますと、Cが大分あるようではございますけれども、5番の青少年問題のところも27名のうちに6名ということになっておりますので、今までは順調に上がってきておりますけれども、やっぱり県内の60市町村の中では、一応、先ほど市長のほうからありましたように39.6%になっておりますけれども、やっぱりよそもいろいろ取り組んでおりますから、今後については、40.6%というのは、私は簡単じゃないというふうに思います。といたしますのは、もう8位ですからね。ですから、上のほうを見ますと、やっぱり伸び率が前年よりも三角になっておるところも私は資料にあるようでございますので、なかなか、1%というのはなかなか難しい。そこらは、やっぱり0.何%——8位以上についてはもう前年比、三角の0.何%というようなことでございますので、これから先については、なかなか難しい数字であるというふうに思います。

いずれにいたしましても、今の、先ほどの数字の中で、県下の数字は、去年の4月現在の数字げな出とらんですけれども、今年の4月1日現在の数字につきましては、県の数字は1月頃に出るというふうに思いますので、資料の中では集計中ということで書いております。やっぱりもう少し、そこら辺がどうなるかは分からんわけですが、やっぱりただ数字を上げていくのも大事ですが、あとはやっぱり、なられた方がやっぱり委員会の中でどれだけ発言をしていくかということも大事だというふうに思いますので、そういったことがあれば、また伸びるんじゃないかなというふうに思いますが、やっぱり去年全体のところを見てみますと、やっぱり伸びておるところもあるし、前年よりも下がっておるところも実際あるわけですよ。前年よりも、ここ

に書いています、プラスのところは6、前年よりも下がったところが8委員会とかということは別の資料で出ておりますので、やっぱりできるだけ女性の参加をいただきまして、少しでも上がっていくように。

特に今回は農業委員の関係が、先ほど議会の中でも出ましたけれども、農業委員につきましては、この第180条の5——5ですね、のほうになりますけれども、今まで農業委員の中で女性が3名であったのが、今度の改選で4名になったということはこの前の議会での報告で受けておりますので、そういったことで少しずつは皆さん方が協力ちゅうか、理解をいただきながら進めておるようでございますので、今後につきましても、さらにそういったことで発言をお願いして、できるだけ女性の声その委員会で反映をされますようお願いを申し上げまして、一応、このことにつきましては終わらせていただきたいと思います。

以上、私の質問につきましては、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、10番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。午後3時より再開します。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、本日最後になりますけれども、6番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤裕宣でございます。議長も申されましたが、本日最後となります。議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問を行います。

現在、議会では二班に分かれて自治協議会ごとに意見交換会を行っております。私、B班の班長を務めさせていただいておりますので、冒頭の挨拶の中で皆さんから出されました御意見、御要望につきましては、しっかりと担当所管に伝えてまいります。また、内容によっては議会における一般質問等で直接市長にお尋ねをしておりますというようなことを述べております。

ということで、今日は、その意見交換会の中で住民の方から出された意見、空き家対策について、最初の項目としてお尋ねをいたします。空き家対策については、初めての質問ですので勉強不足を自覚しております。基本的な質問になろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず1点目、現在、うきは市に空き家は何件あるのかについてお伺いをいたします。

2点目に、空き家調査の頻度、何年に1回というのがあろうかと思いますが、どのくらいの頻

度で実施されているのか、また、過疎化が進む中でますます増えていくと思いますが、今後の見通しについてお伺いをいたします。

3点目は、空き家バンクについてでございます。この空き家バンク制度の目的と意義についてお伺いをいたします。

4点目に、空き家バンクの登録件数についてですが、他県ではありますが、隣接する日田市、それから、山を隔てておりますが、同じ筑後の八女市、ホームページ上で見てみますと、多数の登録物件がございます。対して、通告書には「圧倒的に少ない」と記載してはおりますが、うきは市の登録物件を先日調べてみましたら、現在、登録はありませんとのことでした。「少ない」ではなく「ゼロ」でございます。この差は一体何なのか。もちろん自治体規模の差ということもありませんが、ゼロはないと思います。理由について分析はされているのでしょうか。

以上、4点、お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家対策について大きく4点の御質問をいただきました。

1点目の、現在のうきは市の空き家の件数、そして、2点目の、調査の頻度と今後の見通しについては、関連がございますので併せて回答をさせていただきます。

空き家等の実態調査は、おおむね5年ごとに実施をしております。直近では令和4年度に実施をしており、その調査結果では、空き家が742件となっており、前回調査をした平成28年度の776件から34件の減少となっております。742件のうち、売買、賃貸が比較的可能な空き家が344件と全体の46%となっており、空き家バンクや空き家リフォーム事業などを利用することにより空き家の利活用が可能であると、このように考えております。また、売買、賃貸が困難な空き家は398件と全体の54%となっており、こちらにつきましては、老朽危険家屋等除去促進事業費補助金等により空き家を解体するなどの対策が必要と考えております。

なお、老朽危険家屋等除去促進事業費補助金につきましては、過去5年間で86件の利用があり、空き家の解消につながっているところでございます。本年度も12件の実施が予定されております。今後も空き家は増加をしていくことが考えられますので、空き家バンクなどによる利活用や、老朽危険家屋等除去促進事業費補助金制度を利用した解体などをお知らせしながら空き家解消に努めていきたいと考えております。

3点目の、空き家バンク制度の目的と意義についての御質問であります。空き家バンク制度は、地域内で利用されていない戸建て住宅の情報を地方公共団体などが登録し、ウェブサイトなどで公開することで購入希望者へ物件情報を提供するものでございます。うきは市では、所有者から空き家バンクの登録について相談を受けた職員が物件を調査し、市が認定した市内の宅地建物取引事業者による査定で登録物件として適当であると認めるものを空き家バンクに登録をして

おります。制度の目的として、市内にある空き家を資源として有効活用し、市外からの移住と市内定住を促進することで地域の活力維持と増進を図るものであります。そのため、空き家バンクに登録せずとも売買可能と思われる物件につきましては、空き家バンクへの登録を行わず、不動産事業者へ直接取り扱ってもらうケースも見られます。また、制度の意義は、地方自治体が運営主体であることから、営利目的ではなく社会課題の解決として取り組むものであることや、この制度によって市民が相談できる窓口が公的に存在することで空き家の流通が促進され、啓発の取組としても有効なものであると考えております。

4点目の、空き家バンクの登録件数が少ない理由であります、うきは市では平成25年度に空き家バンク制度を開始し、令和5年11月までの登録件数の実績は63件で、そのうち、売買や賃貸で成約した物件数が58件となっております。

議員御指摘の登録件数の多寡につきましては様々な理由があると思いますが、主な理由として、登録件数が多い自治体は、うきは市の登録要件と異なり、民間の不動産事業者に取引を依頼している物件についても空き家バンクへの登録を認めているものや、不動産事業者が関与しない個人間の取引についても登録を認めているケースなどが考えてられます。さらには、不動産登記や相続登記が不完全であっても空き家バンクへの登録を認めている自治体もございます。

うきは市では、空き家バンクに登録せず、不動産事業者に直接取り扱ってもらうケースも多くあります。不動産事業者による流通は、買い手に広く周知でき、売買手続に比較的時間を要しないこと、さらに、売り手にとって希望売却価格を設定できるといった利点があることから、引き続き、不動産事業者への紹介もしていきたいと考えております。

議員御指摘の空き家バンクの登録件数が少ないことにつきましては、今後、他の事例を参考に要件の見直しを図りながら空き家バンクへの登録を進め、空き家の流通や活用に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 登録物件が少ないということについては、またちょっと後で議論したいと思います。

まず、2点目の空き家調査の件ですけれども、これ、業者に委託されていると思いますが、委託料は、令和4年度の成果表で見ますと300万3,000円となっております。委託についてですけれども、業者ではなくて各自治協に委託されたらどうかという提案でございます。それぞれの自治協によって戸数、範囲等は違うので対応は様々ではありまじょうが、ある自治協の方は、私たちなら地域の隅々まで熟知をしているので調べるのは難しくない。委託してもらえのならやってもいいというふうなことも言っておりました。また、委託料を自治協の資金にできるとおっしゃってございました。

市長は過去に、校区公民館制度から自治協議会制度に変わったことによって自治協が自由にお金を稼げるようになった。各自治協でお金を稼いでもらいたいと答弁されたこともありました。であるならば、こういうところにこそ、自治協の意向を聞いて、お金を稼ぐ機会をつくるべきだと思いますが、このことについてどう思われますか、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

今、議員が申しましたように、昨年、調査をいたしました。民間のそういった事業者に委託をしたわけですが、調べる中に、何と申しますか、不良判定度なんかも実は検証をしております。ただし、1つの方法として、そういった自治協議会辺りでの対応が可能なのかということは、まず非公式に自治協の会長辺りとお話をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） それから、登録物件の件数について、市長も今後見直しを行っていくというふうにおっしゃってましたけども、まさに、そういったゼロということに対して、やはり問題意識というものを、今までの成果は成果として上がっていると思いますけども、今後、これがゼロということであれば、この制度自体が意味をなしていないというふうな捉え方もできると思います。何か聞いていたら、不動産業者に丸投げみたいな、何かそういったようにも聞こえましたし、そういったところを、なぜなのか、どこに問題があるのか。この制度がやはり、できて10年以上もたつのですから、問題があるのなら取組の見直しをするなどの対策が必要だと思います。今現在、PDCA、そういった見直しというのは行っているのか、これから行うのか、そこら辺をちょっと聞きたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

今、議員のほうから、空き家バンクの登録についての御質問をいただいております。

今、空き家バンク制度は平成25年から登録をしております。現時点、今の時点で登録はゼロでございます。ただ、議員おっしゃるように、これがずっとというわけではありませんけれども、今ゼロであるということはやはり問題かと思っておりますので、これまで、いろんな登録要件ございましたけれども、引き続き、見直しをして、ほかの事例、ほかの自治体で、うきは市で

も取り組めるものにつきましては、見直しをしっかりとこれからも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） その見直しの中に、これも、ある自治協の方に聞いた話でございます。その地区では、空き家バンクに頼らずに、不動産業者や知り合いを介して自分たちで空き家を移住者に紹介しているそうでございます。空き家バンクには、やはり今おっしゃられた基準といえますか、様々な決まり事があって、例えば前の居住者が使っていた家財道具であるとかカーテンレールに至るまで全て撤去をしなければならない。もしかしたら、移住者にとっては少しでも家具類が備えられていたほうが助かるかもしれない。見てもらって、撤去しなければならないときだけ撤去をすればいいのではないか。なるほどと思いましたが、そういったしゃくし定規ではなくて臨機応変な対応も必要ではないかなというふうに思いますけども、その点についてもよろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきは市のほうでも、そういった家財道具の撤去がこれまでも課題になっておまして、むしろ、そういったものがあることで空き家バンクへの登録が進まないという弊害もございましたものですから、これまで、そういったものを撤去するための補助制度を、空き家バンク制度のスタート以後にまた新しく見直しをいたしまして、現在、1物件につき5万円までの補助をしております。また、引き続き、そういったものを見直しも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 少し補足して説明させていただきます。

今、うきはブランド推進課長が答弁したとおりなんですけれども、やっぱり登録が進まない原因の1つとして、やはり仏壇があるとか、お亡くなりになったお父様、お母様の遺品がたくさんあって、なかなかすぐさま利活用に持っていけないというケースがございます。これは全国的な状況なんですけれども、空き家の増加は、このうきは市、つまり、地方だけではなく、首都圏郊外のニュータウンも大変深刻な問題になっております。その中で一番課題になっているのは、高齢の方が長年住み続けた家は、物が多く、放置したままお亡くなりになると、それらは全部遺品となって、整理の手に時間と費用、残された家族にかかってまいります。そのような中で、今、生前整理が大きな話題となっております。言葉としては、捨て活とか家じまいとか、そういう呼び方を言ってる方もいらっしゃいます。

今、担当課長があえて言わなかったんですが、うきはブランド推進課では10月25日に、「家の終活、考えていますか？」ということテーマにセミナーも開催しております。終活とか家じまいというふうに言うと、やはり言葉の響きがあんまりよろしくなくて、市民の皆さんから抵抗もあるかと思うんですが、これは福祉の観点も含めて市民の皆さんに丁寧に説明していくことが、やっぱりこの空き家バンクの登録、あるいは古民家の利活用につながっていくのではないかと考えてます。

議員も御存じだろうと思うんですが、空き家バンク以外でも皆さん個人個人で古民家の再生をやられてて、ここ四、五年の動きなんですけど、町なかに宿泊所というか、今まで吉井温泉と筑後川温泉しかなかったのが、今、古民家宿が25軒も増えておりますし、あと、古民家をリフォームしたカフェも、たしか30軒ぐらい、ここ、増えてきております。これはもう空き家だけではなくて、やっぱり総合的に、今、古民家を見直して利活用しようという機運が非常に高まってきているのではないかなと思ってます。したがって、空き家バンクを空白みたいにするのはちょっと適切ではありませんので、皆さんの動きに負けないように、この空き家バンク制度もしっかり活用、進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 実を言うと、私もそういったところを言いたかったので、そういった、市長が今おっしゃられた、古民家再生の動きは私も知っております。ただ、それだからといって、空き家バンクが、じゃあもう要らないじゃないかと。このせつかくつくられた制度をやっぱり生かしていかなければならないというところで、私は今日この質問をさせていただいたところでございます。

また、空き家対策については、過疎化が進んで、ますますやはりうきは市の大きな課題の1つになってくるかと思えます。現在、空き家対策は建設課、それから、空き家バンク制度はうきはブランド推進課の所管でございますが、そういったところの一本化というところも考えながら、この空き家問題については腰を据えて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

時間の関係で、この問題はこれで終了して、2項目めに入っていきます。

2項目め、旧東高跡地活用についてでございます。この件につきましては、昨年6月議会で一般質問をさせていただきました。また、ほかにも中野議員であるとか複数の同僚議員が質問をされてこられたと記憶をいたしております。午前中、佐藤湛陽議員も質問をされました。また、東高跡地はどげんなるとですかと住民の方からも時々尋ねられます。それだけ住民の皆さんの関心が高いということだというふうに思います。

もったいないという意見をよく耳にします。あれだけ広大な国道に面する土地を10年以上も塩漬けにして行政は一体何をやっているんだという批判にも聞こえます。すなわち、市長の在任



期間とほぼ重なりますので、高木市長は一体何をやっているんだというふうに受け止めていいのではないのでしょうか。市長御自身も答弁で、国道210号に面している広大な優良な土地とおっしゃってられます。その優良な土地を何とか生かそうとして、午前中の答弁にもありましたけども、企業誘致であるとか住宅用地としての売却等、様々な取組をされてきたことも承知をいたしております。平成元年9月には、資生堂社員の方の居住地にとディベロッパーへのプロポーザルを行いました、入札不調という結果に終わったと承知をしております。

昨年6月の一般質問の中で、入札不調に終わって以降は何の説明もなく3年が経過しようとしている。今後どうするのかという私の問いに対して、市長は、可能な限り速やかに住宅用地を基本とした公募等による売却を進めていきたいと答弁をされております。可能な限り速やかにと市長はおっしゃいましたが、1年半が経過しております。その間にこういった取組をされたのか、その後の経過についてお伺いをいたします。

2点目に、住宅用地にという当時の方針に変わりはないのか。午前中、ルリー口福岡のお話も出てきましたが、その辺も含めてお伺いをいたします。

3点目、答弁の中で市長は、山曾谷川河川改修に向けた協議が予定されており、東高跡地が河川拡幅用地として利用されることも考えられる。協議内容を注視しながらともおっしゃってられます。協議の進捗状況、工事がいつ頃になるのか、その辺りもお願いいたします。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、東高跡地活用について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の、昨年6月議会の一般質問における答弁以降の経過と、2点目の、住宅用地という方針は変わっていないのかという御質問については、関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

令和4年6月議会の議員からの一般質問で、議員御指摘のとおり、「可能な限り速やかに住宅用地を基本とした公募等による売却を進めていきたい」、このように答弁をさせていただいております。久留米・うきは工業団地に進出される企業の従業員の皆さんに、ぜひうきは市に住んでいただきたい、そのような考えから申し上げたところでございます。併せて一般質問のやり取りの中では、「福岡県と企業誘致の話もさせていただいており、住宅用地を基本として、並行して用途を広げた利活用について取組も進めている」とも答弁をさせていただいております。

分譲住宅地の規模が大きくなりますと、その分、売れ残りのリスクが高まります。令和元年9月にプロポーザル方式で行った事業者選定が不調に終わって以降も民間事業者の関心は高くなかったことから、住宅用地を基本として、並行して、よいお話であるならば企業誘致も考えていく必要があると判断をしておりました。企業誘致に関しましては、関心を持っていただく企業と

可能性を探りながら、先行して行われている浮羽東高等学校跡地内の山曾谷川河川拡張用地の測量が完了した後に、事業者選定のための公募ができればと考えていたところであります。

民間事業者からの活用策が見出せない中、今年の10月に入ってからであります、本市を拠点に活動しております地域密着型のラグビーチーム「ルリーロ福岡」から、「浮羽東高等学校跡地をルリーロ福岡のホームグラウンドとして活用させてもらえないか」との要望を受けました。ルリーロ福岡は、議員も御承知のとおり、創設から僅か2年目のチームであります、初年度からいきなりトップキュウシュウAリーグの所属となり、昨年度に続き2年連続の優勝を果たしております。それにより、目標であった日本ラグビーの最高峰「リーグワン」への令和6年参入が現実的になっております。リーグワンに参入した場合、試合会場は3,000人の観客を収容できるキャパが必要となります。「そのグラウンドを何としてもうきはに造りたい。施設は民設民営で取り組んでいくので、浮羽東高等学校跡地を無償で貸与してもらえないだろうか」との要望を受けている次第でございます。

ルリーロ福岡の活動は、うきは市にとっても、スポーツの枠を超え、市の大きな課題であります地方創生の取組そのものであると言えます。マスメディアや様々な企業の皆様からも多くの関心が寄せられております。これまでの実績においても、当初3人から始まった選手は47人まで増え、うきは市及び近郊の市・町には家族を含め30人以上が移住し、地元の企業等で就業しております。企業誘致に相当する効果を本市にもたらしていると評価をしているところであります。

浮羽東高等学校跡地の活用について、現時点におきましては、ルリーロ福岡に委ねることができないか、跡地の全体構想や資金調達スケジュール等について、さらなる検討を重ねた上で議員の皆さんの御理解を賜りたいと、このように考えております。

3点目の、山曾谷川河川改修の進捗状況についての御質問であります、午前中の佐藤湛陽議員の回答と同様となりますが、福岡県が管理する山曾谷川の河川改修につきまして、本年度、福岡県で事業採択がなされており、河道改修1.4キロメートル、調節池1か所を整備する計画となっております。現在、福岡県によって、周辺住民の皆様への説明や、調節池に関する予備設計、用地協議が進められており、今後は、用地取得及び詳細設計が完了の後に速やかに工事に着手する予定となっております。

また、河道改修に関しましては、浮羽東高等学校跡地に係る部分の改修範囲について、先行して測量を実施していただいているところでございます。工事の時期については、現段階で県から具体的に示されておりませんが、整備期間としては令和5年度から令和24年度までの20年間という大規模な改修計画となっております。市といたしましても、喫緊の課題でありますので、久留米県土整備事務所と連携を図り、地元協議等、できるだけ速やかに対応できるよう努めてい

きたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 東高跡地の今後の活用について、今回の質問で初めて私は市長からルリー口福岡の件についてお話を聞くことができました。

11月10日の全員協議会後の懇談会で、唐突にといいますか、初めて市長公室長からその話をお聞きしました。しかも、12月議会の議案に提案することを考えていると、そういったことでもございました。そのときに私が最初に思ったことは、これまでの議会でのやり取り、同僚議員や私の質問に対しての市長のこれまでの答弁は一体何だったのかということでもございます。

国道210号に面している広大な優良な土地だったはずですが。市民の貴重な財産です。資生堂ができたことをチャンスと捉え、社員の方に住んでもらうために、1年半前にも、可能な限り速やかに住宅用地を基本とした売却を進めるとおっしゃったはずでございます。その市長が二つ返事で認めたのかと。1年半、目立った動きは何もなくて、失礼な言い方ですが、私は、この件に関して、少なくともこの1年半、何もしてこなかったと思っております。それが今回唐突に、もちろん市長公室長の丁寧な説明はありましたが、今までいろいろと答弁されてきた市長御本人の説明も何もなしに12月議会に提案しますと言われても納得がいかないのは当然とは思いませんか。今日、傍聴におみえの皆さんも何の話だろうかと思われたはずでございます。

結果的に拙速過ぎたということで懇談会での話はなくなりましたけども、あのまま提案されていたら、間違いなく私は反対の立場で討論をしていたと思います。今回の件、市長はどうお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） やはり私どもは十分な説明が尽くされてなかったと非常に反省をしているところでございます。

考えてみれば、平成24年に県から分譲を受けたわけでありまして。私が市長に就任したのも平成24年でありまして、併せて個人的に言いますと、私の母校でもあります。この浮羽東高等学校の跡地活用については、並々ならぬ私自身の思いも持ち合わせて今まで11年間、取り組んできたつもりなんですけど、結果として何もお示しできなかったのは本当に不徳の致すところだと反省をしているところであります。ただ、何もしてないということではなくて、様々な動きの中でやっぱり結果が見出せてないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

そして、そんな中、なかなか見えない中に、ルリー口福岡のここ2年の活躍といいますか、あるいは、先ほどもちょっと触れさせていただきました7月10日の記録的な大雨でも、社会貢献というか、それ以上に本当にルリー口福岡の皆さんがボランティアで活躍してたあの姿を見ると、やっぱり私たちもしっかりとした御支援をしていかないといけないのかなと、こういう思いに至

ったことは御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 私が何もしてないと言ったのは、少なくともこの1年半という意味でございまして、これまでやられてきたということは私も理解をしているということでございます。

私は東高跡地をルリー口福岡に無償貸与すること自体に反対をするものではありません。プロセスに問題があると言っております。それなら、それまで、それでこれまでいろいろ答弁されてきた責任者である市長自らが、これまでに至る経過や、今るるおっしゃいましたけども、方針が変わった理由について我々が納得いくように説明をされた上で、そこからルリー口福岡の今後の計画、あそこを本拠地にするのであれば校舎はどうするのか。解体をするのであれば、2億とも3億とも言われる解体に係る資金はどうした形で調達していくであるとか、ルリー口福岡のお話では、たしかラグビーだけではなくて、ボールパークのようなものを目指していくとかおっしゃられていましたけども、そういったものの具体的な青写真みたいなものが提示されて初めて審議の対象になるものだというふうに思います。そういったものが何もなしに、持続可能かどうかも分からないまま、ただ、なし崩し的に行政の提案を認めてしまっただけでは、結局、最後には校舎の解体などの経費も認めざるを得ないという懸念がございまして、そういうことのないように、東高跡地について、ルリー口福岡への無償貸与にかじを切ったのであれば、市長にはまず、しっかりと我々議員、そして市民の皆さんに対して納得いく説明責任を果たしてほしいというのが今回の私の質問の趣旨でございまして。

答弁をいただきたいんですが、時間の関係上、次の項目に入ります。

3項目め、浮羽究真館高校活性化についてでございます。

このことについては、令和元年6月の一般質問で、地元高校との連携、受験者を増やす取組についてお伺いをいたしました。議事録を読み返しますと、将来のうきは市を担う若年層世代に学生時代からうきは市の魅力を発信し、地元への愛着を育むことは地方創生の観点からも非常に重要であると、地元高校との連携、活性化についての重要性を市長も述べられておりますし、私も全く同感でございます。答弁とともに、市長御自身も、先ほどおっしゃられました、浮羽究真館高校の前身である旧浮羽東高校の御出身であることから、その後の市の取組と効果に期待をしていたところでしたが、たしか令和元年より、定員が200名から160名に削減されたにもかかわらず定員割れの状態が毎年続いている状況でございまして。少子化の影響等もあるかと思いますが、うきは市の中学生が久留米市の高校、特に南筑高校や久留米商業高校を受験する割合が増えてきているんじゃないかという気もいたしております。

議会初日の委員会報告の中でも申しましたが、高校もない町に人が集まるわけがない、昨年

11月、島根県吉賀町に視察に行ったときに担当者の方がおっしゃられた言葉がいまだに耳に残っております。繰り返しになりますが、地方創生の観点からも非常に重要であると市長御自身もおっしゃっておられます。うきは市にたった1つしかない高校、浮羽究真館高校が毎年定員割れの状況にある、こういった現状について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、浮羽究真館高校活性化について、定員割れとなっている現状への見解について御質問をいただきました。

福岡県立浮羽究真館高等学校につきましては、少子化や人口減少等により定員割れの状態が続いており、令和元年度に定員数が200名から160名に引き下げられましたが、その後も定員割れが続くなど、非常に厳しい状況にあると承知をしております。

そのような厳しい状況ではありますが、うきは市として、浮羽究真館高等学校と連携した取組を進めております。令和2年度に、浮羽究真館高等学校の魅力を市内外へPRする広報チーム「うきはパブリシティQ」を結成し、インスタグラム等のSNSによる魅力発信活動を行い、プロモーションを行っております。また、昨年度は、ラグビーチーム「ルリーロ福岡」の誕生をきっかけに、浮羽究真館高等学校、ルリーロ福岡、うきは市商工会、うきは市との4者で協定を締結し、ラグビーを通じた青少年育成や人材育成に取り組んでおります。今年度には「浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金」を新たに設け、市外生徒が市内に下宿し、高校に通学するための支援にも取り組んでおります。さらには、今年度より、高校とうきは市で定例会議を行っており、月に2回程度、学校現場の課題共有や高校の活性化に関して共に検討する場を設けております。今後も、引き続き、浮羽究真館高等学校の具体的な支援策について検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 答弁をいただきました。それについては、何点か後で再質問をさせていただきますが、その前に、議会初日の委員会報告の中で、私は宮崎県えびの市の飯野高等学校支援事業について御紹介をさせていただきました。お手元に配付の資料、視察に行ったときに頂いたものでございます。先方に許可もいただいております。

その資料にありますように、平成22年12月に、飯野高校を守り育てる市民の会——これ、会長は市長だということでございます、発足以降は、独自の予算を計上し、徐々にその予算を増額し、平成28年には1,000万を超え、令和3年度は1,800万円以上、ほかは御覧のとおりでございます。比べるわけではありませんが、うきは市においては、先ほど市長答弁にありましたが、今年度の当初予算で新たに浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金という名目で720万円が計上されました。

ここで1点お尋ねをいたします。

この浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金の現時点での執行状況はどうなっていますでしょうか。1人当たり月額上限2万円、年間24万円になると思いますが、どういった生徒、また、何の部活に入っているということになると思いますけども、何部の生徒に何人分補助しているか、お答えをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

今年度から、浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金を創設いたしまして、議員御指摘のとおり、予算720万円で、今、対応をしております。その中で、今年度、交付申請ベースでございますけれども、22名の下宿生が申請をされまして、今後、実績報告に至るものとなっております。うち1名が退寮いたしましたので、現在のところ、21名が対象ということになっております。

また、1か月につき2万円の12か月ということで大体24万になるのですが、3年生につきましては、この21名中5名が3月に卒業するということになりますので、11か月分、22万円ということが年額になります。そういったところで、現在、交付申請をいただいております。

なお、部活につきましては、今のところはラグビー部ということになっておりますが、今後は、ほかの部活部員もぜひこの寮に入らせていただいて、地域の活性化、移住・定住に至るようなふうにしていければということで、今、高校のほうとやり取りをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今の答弁ですと、ラグビー部員のみ500万円足らずの予算執行という形だということだと思います。

私は、この家賃支援補助金が間違っているとは申しません。これはこれで大事な予算で、今後とも継続をしていってもらいたいと思います。ただ、一言申し上げておきます。予算委員会のとときに私は、この予算に対して学校側としっかり話し合ったのか。特定の部活の生徒だけが恩恵を受けるのではないか。通学補助であるとか、もっと幅広い支援の方法はないのかとの質問をいたしました。なぜなら、この結果が見えておったからでございます。どういった支援が魅力ある高校になるために必要なのか。今後、学校側としっかりと協議をして、少なくとも特定の部活の部

員集めのための予算にならないようにしていただきたいということでございます。

それから、先ほど、学校側としっかり協議をということを申し上げました。そのためには、いわゆる学校側と行政をつなぐパイプ役がやはり必要ではないかなというふうに思います。これについては、先日、高校、校長先生とお話をさせていただき、どういった行政の支援を望まれますかと尋ねたときに、うちでは普通科以外に、地域の課題であるとか、うきは市の課題、魅力であるとか、そういった総合的な学習を通じて、将来、地域に貢献できるような生徒の育成も目指していると、涙が出るようなありがたいお言葉をいただきました。続けて、そのためには、行政のほうで高校と地域をコーディネートできるような方を配置していただければありがたいとこのことでもございました。市と高校とでそれぞれ1名ずつ、キャリア教育のコーディネーターを設置、これはまさに委員会報告の中で述べた、えびの市がやっていることでございます。これに加えて、えびの市では、飯野高校の教職員だった方が学校教育課の指導主事として高校支援の担当も担っております。地元には1つしかない高校を何とかして活性化しよう、存続させていこうという気持ちで、こういった二重、三重の施策に表れているのだと思います。

先ほど、うきはブランド推進課長の答弁の中に、パイプ役といいますか、行政側と浮羽究真館高校側と、配置といいますか、そういった形でしっかり協議を進めておるといふようなお話がありました。ただ、今のところ、行政側のそのパイプ役というのは、多分、うきはブランド推進課商工振興係の係長が務めているんじゃないかなというふうに思います。その職員は、新たに新設されたラグビータウンプロジェクト推進係の係長も兼ねておるといふことですよ。それから、浮羽究真館高校側のパイプ役として、その任に当たっている方が、ルリー口福岡の監督であり、そして、市長答弁にありましたかね、浮羽究真館高校の、これ、監督でもあるんですよ。だから、商工振興を担う商工振興係長がなぜそういった浮羽究真館高校側、それから幾つも兼務して、私は最初の一般質問の、野鶴議員の一般質問の中にもありましたけど、こういった人事は、私はおかしいんじゃないかなというふうに思います。これ、うがった見方をすれば、こういった人事が、浮羽究真館高校支援と名目はそうですが、実際は特定の部活の生徒だけが恩恵を受けることになっている予算に、これ、反映されているんじゃないかなと。これに関しては、いろいろと反論もあるでしょうが、結局的にそうなっているということはつけ加えさせていただきます。本来であれば、うきは市の商工振興を担う商工振興係長ではなくて、生涯学習課辺りが、高校と行政をつなぐパイプ役、コーディネーターを務めるべきではないでしょうか。

以前は、たんぼラグビーなど、生涯学習課と連携して行っていたはずですよ。でき得るならば生涯学習課に新たに浮羽究真館高校支援係を設置して、学校側と連携をして支援を行ってほしい。それが私の今回の一番、市長に対する要望することです。ラグビータウンプロジェクト推進係については、電光石火のごとく、議員からの提案を待ってましたとばかりに設

置をいたしました。ぜひ高校側と協議をして浮羽究真館高校支援係を設置していただきたい。

島根県吉賀町と邑南町に視察に行った際には、どちらかはちょっと忘れましたが、役場の玄関に入ってすぐに高校支援係という大きな案内板を目にしました。高校もない町に人が集まるわけがないとの言葉とともに私はとても印象に残っております。地方創生の観点からも非常に重要であるとの市長のお言葉にうそがないのであれば、うきは市でもやれるはずでございます。いや、やらなければならないと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員から御指摘がありましたように、今、浮羽究真館高校の支援には、ラグビータウンプロジェクト推進係がそれを兼ねて当たっております。その理由と申しますのは、ラグビータウンプロジェクトは、まずそのプロジェクトを軌道に乗せるために、令和5年4月に推進係をうきはブランド推進課内に設置をしたものになります。このプロジェクト自体は、ルリーロ福岡とうきは市、そして、うきは市商工会、そして、浮羽究真館高等学校、この4者による連携協定が基盤になっております。また、浮羽究真館高校の生き残りに関しても、やっぱりラグビー部の存在であったり、ルリーロ福岡も深く関与しているような部分もありますので、当面、この浮羽究真館等との協力事業については、ラグビータウンプロジェクト推進係のほうで担ってもらおうということで、今、そのラグビータウンプロジェクト推進係をお願いをしているところです。これまでブランド戦略係で行っていたパブリシティQとか、そういったものもまとめて、今、ラグビータウンプロジェクト推進係が担っているというような状況になっております。

今後、いろんな面でどういう形が一番いいのかということを考えながら対応してまいりたいと思いますが、例えば下宿の助成事業にしても、今、本当に、あまり最近では聞かれなくなりましたが、少子化で統廃合を含む、公立学校、高校の再編が進められている中で、浮羽究真館高校も本当にこのまま存続できるのかという状況にあると思っております。そういう中で、全校生徒が350名ぐらいだと思うんですけど、今、ラグビー部が58人になるそうです。マネージャーも含めてですね。もう、6人から7人に1人がラグビー部に在籍しているというような状況もあって、まず、じゃあ今の浮羽究真館高校を活性化、存続させるために何が必要かということのを学校とも十分に協議をしながら下宿等の補助を新たに設けさせていただいたところです。それも学校とも確認をしていますが、決してラグビー部の下宿ではありませんよ。全ての競技において、地域を越えて人を集めてきてくださいというお願いをして、今、本当に野球部のほうでも検討を進めているというような状況も確認をしているところでございます。ぜひ、御理解をいただければと思い



ます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） したいのですが、何か今の答弁を聞くと、浮羽究真館高校はラグビー部だけで何か、もっているというか、ラグビー部をとにかく守り立てて浮羽究真館高校も守り立てていこうと、何かそんな感じで、ちょっと違和感を感じざるを得ません。

私が言いたいのは、ラグビータウンプロジェクトの中の一環として浮羽究真館高校を守り育てるのではなくて、別の、例えば、今まで担っていた生涯学習課辺りに支援係をつくって、そして、その中で学校と協議をしていく。いろんな例えば、市長にちょっとお尋ねしますけど、今度、今年で浮羽究真館高校の学生食堂は閉鎖されます。そのことは御存じでしたでしょうか。そのことについて、やはり何か思わなくちゃいけない。何かやっぱり学校側と協議して、どんな支援が必要なのか、そういったところまでやっぱり私は行政側が気を使うといいますか、そうしないと、まだこのことによって今までの定員割れの状態に、これまた拍車がかかるんじゃないかなと、そんな危惧をいたしておりますし、私はPTAの方からも電話がかかって、このことについて、佐藤さんと、浮羽究真館高校に関しての質問をするなら、このこともぜひ市長にお伝えくださいと、そういったことまで言われました。だから、そういったことを考える意味において、よそのまねをしなさいと言うわけではありません。ただ、やはりしっかりと地元で1つしかない高校を支援していくと、そういう意味で、浮羽究真館高校支援係、名称は何でもいいです、そういったものの設置を強く要望いたします。もう一度、市長、答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何も浮羽究真館高等学校のラグビー部だけの支援ではありません。例えば浮羽究真館高等学校との協議の中で学校側がキャリア教育に力を入れていきたいと、こういう話も伺っておりますので、今、私どもとしては、現役の高校生がうきは市内の事業所で社会人体験活動を経験させるためのうき活の事業なんかも取組を進めております。したがって、これだけでは十分じゃありませんので、議員の御指摘もありますので、しっかり高校側の御意向というか、御意見もしっかり聞いてやっていきたいと思っておりますし、併せて、学校の食堂事業者が撤退したことも承知をしておりますが、それも大きな課題だと思っております。様々な形で高校が抱える課題というのはあろうと思っておりますので、そういうところをしっかりと踏まえて、市内唯一の高等学校をどう守るかという視点で我々もしっかり支援をさせていただきたいと、こう思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） よろしくお願いをいたします。市長の母校でもございます。よろしくお願いをいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

御連絡いたします。明日12日は、午前9時から一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時59分散会

---